

**総務地域連携デジタル社会推進常任委員会
所管事項説明資料**

令和4年5月24日

地 域 連 携 部

目 次

1 組織の概要	1
2 令和4年度当初予算の概要	7
3 事務事業の概要	11
4 所管事項	21
【部長所管】	
(1) 地籍調査の推進について	23
(2) 宮川の流量回復などの取組について	25
(3) 木曽岬干拓地の土地利用について	33
(4) 交通政策について	37
(5) 市町との連携・協働による地域づくりについて	41
(6) 移住促進の取組について	43
(7) 市町の行財政運営への支援について	51
【スポーツ推進局長所管】	
(8) スポーツの推進について	53
(9) 競技力向上対策について	59
【南部地域活性化局長所管】	
(10) 南部地域の活性化について	65
(11) 東紀州地域の活性化について	69
(12) 過疎・離島・半島地域の振興について	73

1 組織の概要

地域連携部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】

【班等名称】

(電話番号) 《主な所掌事務》

地域連携総務課
chiren@pref.mie.lg.jp

企画調整班

2711 ○部内の企画調整、議会対応、広聴広報、公益法人等

総務班

2715 ○部内の組織・人事、危機管理、人権施策

予算経理班

2717 ○部内の予算・決算・経理

水資源・地域プロジェクト課
shigen@pref.mie.lg.jp

水資源・土地利用班

2010 ○水資源開発の総合的な企画調整、国土利用計画法、
地籍調査事業の推進

地域プロジェクト班

2419 ○木曾岬干拓地等の利活用の推進

交通政策課
kotsu@pref.mie.lg.jp

広域交通企画班

2805 ○広域交通ネットワーク機能の向上、モビリティ・
マネジメントの推進

地域交通・次世代
モビリティ班

2622 ○生活交通の維持・確保、次世代モビリティ等の活
用推進、自転車活用の推進

地域づくり推進課
chiiki@pref.mie.lg.jp

地域企画班

2170 ○市町の地方創生、市町への権限移譲、市町の合併

地域づくり推進班

2351 ○市町等との連携による地域づくり推進

移住促進課
iju@pref.mie.lg.jp

移住促進班

2420 ○移住の促進

市町行財政課
shichos@pref.mie.lg.jp

行政班

2171 ○市町の行政運営・公務員制度、住民基本台帳制度

財政第1班

2174 ○市町村税、市町の地方交付税

財政第2班

2173 ○市町の地方債、市町の地方公営企業

選挙班

2172 ○選挙の管理執行、政治資金

【課等名称・E-mail】

【班等名称】

(電話番号) 《主な所掌事務》

スポーツ推進局

スポーツ推進課
sports@pref.mie.lg.jp

総務企画班

2985 ○局内の総務・企画調整、県営スポーツ施設の管理
運営

スポーツ推進班

2986 ○地域スポーツの推進

競技力向上対策課
kyougi@pref.mie.lg.jp

事業調整班

2996 ○競技力向上対策の総合調整

競技力向上対策班

2979 ○選手の育成・強化、指導者の養成

南部地域活性化局

南部地域活性化推進課
nanbu@pref.mie.lg.jp

企画調整班

2192 ○南部地域活性化の総合調整

定住促進・過疎離島班

2195 ○過疎・離島・半島地域の振興、定住促進

東紀州振興課
hkishu@pref.mie.lg.jp

事業推進班

2193 ○東紀州地域の活性化、観光・産業振興、熊野古道
の活用

【地域機関等名称・E-mail】

〔課等名称〕

〔電話番号〕《主な所掌事務》

地域防災総合事務所**桑名地域防災総合事務所**

wchiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

県民防災課

0594-24-
3821

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

桑名旅券コーナー

0594-24-
0010

○旅券（パスポート）

総務課

0594-24-
3600

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

0594-24-
3624

○環境規制指導、廃棄物対策

四日市地域防災総合事務所

ychiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

地域防災課

059-352-
0560

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

総務生活課

059-352-
0552

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

四日市旅券コーナー
(近鉄百貨店四日市店内)059-354-
6499

○旅券（パスポート）

環境室

環境保全課

059-352-
0593

○環境規制指導

廃棄物対策課

059-352-
0593

○廃棄物対策

鈴鹿地域防災総合事務所

zchiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

県民防災課

059-382-
9786

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

鈴鹿旅券コーナー
(鈴鹿ハンター内)059-379-
5114

○旅券（パスポート）

総務課

059-382-
9785

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

059-382-
8675

○環境規制指導、廃棄物対策

津地域防災総合事務所

tchiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

県民防災課

059-223-
5300

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

総務課

059-223-
5010

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

059-223-
5083

○環境規制指導、廃棄物対策

松阪地域防災総合事務所

mchiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

地域防災課

0598-50-
0503

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務生活課

0598-50-
0500

○情報公開、文化、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

松阪旅券コーナー

0598-50-
0633

○旅券（パスポート）

環境室

環境課

0598-50-
0530

○環境規制指導、廃棄物対策

伊賀地域防災総合事務所

gchiiki@pref.mie.lg.jp

地域調整防災室

地域防災課

0595-24-
8003

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

0595-24-
8000

○情報公開、人権、文化、交通安全、経理

0595-24-

○庁舎管理、公用車の運行管理業務

8018

伊賀旅券コーナー

0595-24-
8305

○旅券（パスポート）

環境室

環境課

0595-24-
8078

○環境規制指導、廃棄物対策

【地域機関等名称・E-mail】

【課等名称】

(電話番号) 《主な所掌事務》

地 域 活 性 化 局

南勢志摩地域活性化局

nchiiki@pref.mie.lg.jp

地域活性化防災室

地域防災課	0596-27-5115	○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙
総務生活課	0596-27-5111	○情報公開、人権、文化、交通安全、経理
	0596-27-5364	○庁舎管理、公用車の運行管理業務
伊勢旅券コーナー	0596-22-7775	○旅券（パスポート）
環境課	0596-27-5405	○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

紀北地域活性化局

ochiiki@pref.mie.lg.jp

地域活性化防災室

県民防災課	0597-23-3407	○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、情報公開、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙
尾鷲旅券コーナー	0597-23-3597	○旅券（パスポート）
総務課	0597-23-3400	○経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務
環境課	0597-23-3469	○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

紀南地域活性化局

kchiiki@pref.mie.lg.jp

地域活性化防災室

県民防災課	0597-89-6105	○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙
熊野旅券コーナー	0597-89-6169	○旅券（パスポート）
総務課	0597-89-6101	○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務
環境課	0597-89-6937	○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

2 令和 4 年度当初予算の概要

令和4年度 地域連携部 当初予算

(単位:千円)

課名	令和3年度 事業費 (県費)	令和4年度 事業費 (県費)	増減額 事業費 (県費)	令和4年度当初予算の主な事業
地域連携総務課	2,785,993 (2,785,730)	2,634,230 (2,633,956)	△151,763 (△151,774)	・人件費 2,559,622
水資源・地域プロジェクト課	2,291,795 (36,340)	1,031,882 (444,208)	△1,259,913 (407,868)	・木曽岬干拓地整備事業費 458,557 ・工業用水道事業会計出資金 290,296 ・地籍調査費負担金 175,824 (2月補正含み 263,000)
交通政策課	1,116,977 (463,667)	1,174,449 (459,222)	57,472 (△4,445)	・新型コロナウイルス感染症に対する 交通事業者支援事業費 399,680 ・地方バス路線維持確保事業費 345,000
地域づくり推進課	835,581 (158,860)	841,008 (145,660)	5,427 (△13,200)	・市町村振興事業基金交付金 693,644 ・特例処理事務交付金 140,246
移住促進課	65,497 (29,618)	53,532 (26,057)	△11,965 (△3,561)	・ええとこやんか三重移住促進事業費 38,587 ・移住促進のための市町支援事業費 14,945
市町行財政課	1,195,520 (51,330)	1,245,564 (260,278)	50,044 (208,948)	・参議院議員選挙費 914,923 ・県議会議員選挙費 197,678
総務企画課 ※組織改編により 廃止	7,806,532 (309,130)	0 (0)	△7,806,532 (△309,130)	※三重とくわか国体・三重とくわか大会開催事業 の終了による事業費の皆減
スポーツ推進課	1,140,271 (696,007)	1,246,176 (859,816)	105,905 (163,809)	・体育スポーツ振興基金積立金 358,595 ・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費 478,669
競技力向上対策課	976,432 (69)	815,407 (643,014)	△161,025 (642,945)	・競技力向上対策事業費 670,488 ・国民体育大会派遣事業費 144,919
南部地域活性化推進課	152,121 (37,950)	144,347 (31,817)	△7,774 (△6,133)	・離島航路支援事業費 25,981 ・豊かな自然の中で安心して楽しめる 南部地域魅力発信事業費 100,900
東紀州振興課	121,753 (115,133)	123,816 (117,623)	2,063 (2,490)	・選ばれる東紀州地域を目指して産業 活性化支援事業費 11,259 ・東紀州地域集客交流推進事業費 81,764
合計	18,488,472 (4,683,834)	9,310,411 (5,621,651)	△9,178,061 (△937,817)	

3 事務事業の概要

事務事業概要

項目	概要
【地域連携総務課】 課長 鈴木 さおり TEL 059-224-2711 1 部内の企画および組織、人事、予算、経理等について	部内の企画、調整、組織、人事、予算、経理等に関する業務を一元的に行い、部内の各課、地域防災総合事務所、地域活性化局とともに担当施策を推進する。
人権・危機管理監 喜田 佳昌 TEL 059-224-2022 1 部内の人権および危機管理について	部内の人権施策および危機管理に関するを行う。
【水資源・地域プロジェクト課】 参事兼課長 矢野 英樹 TEL 059-224-2010 1 水資源開発の総合的な企画・調整について 2 総合的な土地利用の調整について 3 国土調査(地籍調査事業)の推進について	水資源の効率的な利用や未利用水対策等の企画・調整を図るとともに、水資源開発促進法および水資源機構法に基づく法手続き並びに関連調整事を行う。また、異常渇水時における調整を行う。 国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な土地利用の調整を行うとともに、一定面積以上の大規模な土地に関する権利の移転等の届出の審査を行う。また、県内主要地の地価を調査し、公表する。 土地利用に関する基礎資料となる地籍調査を実施する市町等に対し、経費の一部を負担するとともに、事業実施の助言・調整等を行う。

項目	概要
4 木曽岬干拓地の土地利用について	木曽岬干拓地の有効利用を図るため、適切な維持管理を行うとともに、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用に向けた取組等を進める。
5 大仏山地域の土地利用について	三重県大仏山地域土地利用構想に基づき、大仏山地域の適切な維持管理を行うとともに、多様な主体の参画による土地利用に向けた取組を進める。
【交通政策課】	
課長 羽田 綾乃 TEL 059-224-2805	
1 リニア中央新幹線について	リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定および一日も早い全線開業の実現に向け、市町等と連携を密にとりながら県内駅候補の検討を進めるとともに、名古屋・大阪間の環境アセスメントの円滑な着手等を進めるため、沿線府県市やJR東海との連携活動に取り組む。 また、効果的な啓発を行うことで、県民等の気運醸成を図る。
2 中部国際空港および関西国際空港について	中部国際空港および関西国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」、「関西国際空港全体構想促進協議会」など関係団体等と連携し、利用促進と機能強化を図る。 また、中部国際空港との海上アクセスについて、関係者で構成する「海上アクセス利用促進調整会議」において利用促進等に取り組む。
3 地域公共交通対策について	バスや鉄道等既存の地域公共交通を支援するため、国や市町等と連携し、運行や設備整備等への補助や利用促進に取り組むとともに、事業者の新型コロナウイルス感染症への取組を支援する。 また、県や沿線市町等が出資する伊勢鉄道について、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営を沿線市町等と支援するとともに、今後の支援のあり方等について検討を行う。 さらに、バス路線の維持・確保のため、市町の地域公共交通会議等に参画し、路線バスやコミュニティバス等も含めた生活交通のネットワーク化に取

項目	概要
	<p>り組む。</p> <p>公共交通の必要性と重要性への理解と利用を促すモビリティ・マネジメントの普及啓発を行うとともに、「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等が着実に進められるよう関係機関等と連携を図る。</p> <p>地域公共交通計画の策定に向け基礎調査を実施するとともに、市町における地域公共交通計画の策定に向けた取組を支援する。</p>
4 次世代モビリティ等の導入支援について	車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などをモデル事業として市町等と進めるとともに、他地域への拡大を図る。
【地域づくり推進課】	
課長 神田 和弘 TEL 059-224-2170	
1 市町の地方創生について	地域の特色や地域資源を生かした地方版総合戦略の取組が、市町で円滑に実施されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行う。
2 市町との連携・協働による地域づくりについて	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、県と市町が連携を図りながら、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進する。
【移住促進課】	
課長 山崎 章弘 TEL 059-224-2420	
1 移住の促進について	三重県への移住を促進するため、移住相談センターを中心としたきめ細かな相談対応や、市町や関係団体と連携して移住に関するさまざまな情報の発信を行うとともに、市町の受入態勢の充実に向けた支援に取り組む。

項目	概要
【市町行財政課】	
課長 服部 央暉	
TEL 059-224-2171	
1 市町行政事務について	地方自治制度、地方公務員制度、住民基本台帳制度等に関することについて、適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。
2 市町税財政事務について	市町の地方交付税に関する事務、地方債に関する事務および市町村税に関する事務等を行うほか、地方税財政制度等に関することについて適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。
3 選挙管理事務について	衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、県議会議員および知事の選挙を管理するとともに、有権者の政治意識の向上や明るい選挙の推進に向けて、啓発事業を行う。また、市町選挙管理委員会に助言等を行う。

事務事業概要
(スポーツ推進局)

項目	概要
【スポーツ推進課】	
次長兼課長 川北 敏 TEL 059-224-2985	
1 総合調整および 県営スポーツ施設 の管理運営につい て	<p>「三重県スポーツ推進条例」がめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向けて、第3次スポーツ推進計画を策定する。</p> <p>また、県営スポーツ施設について、指定管理者と連携しながら、施設の安全性や利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めるとともに、必要な整備・改修を行う。</p>
2 地域スポーツの 推進について	<p>スポーツ推進月間の取組やスポーツイベントの開催等により、県民の皆さんのがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図るとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用した取組を市町等と連携して進めることにより、スポーツを通じた地域の活性化に取り組む。</p>
【競技力向上対策課】	
課長 松崎 隆尚 TEL 059-224-2979	
1 競技力向上対策 について	<p>三重とこわか国体に向けて培った競技力向上のノウハウを生かし、引き続き安定した競技力を維持するため、三重県競技力向上対策本部を中心に、選手やチームの強化活動への支援や、指導者の養成および指導体制の強化等に取り組む。</p>

事務事業概要

(南部地域活性化局)

項目	概要
【南部地域活性化推進課】	
次長兼課長	
生川 哲也	
TEL 059-224-2192	
1 南部地域の活性化および総合調整について	<p>南部地域の複数の市町や市町と民間事業者等が連携して行う、若者に魅力的な働く場の確保や地域で暮らし続けるための生活サービスの維持・確保に関する取組等を南部地域活性化基金等を活用して支援することにより、南部地域への定住を促進する。</p> <p>また、地域づくりに関わる関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援するとともに、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、任期終了後も地域に定住し続けるための支援を行うなど南部地域の活性化に向けて、関係部局と連携しながら、総合的・横断的に取り組む。</p>
2 過疎対策について	過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保および育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正を図るため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき総合的な過疎対策を推進する。
3 离島振興について	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定および福祉の向上等を図るため、離島振興法および三重県離島振興計画に基づき総合的な離島振興対策を推進する。

項目	概要
<p>【東紀州振興課】</p> <p>課長 龜井 基良</p> <p>TEL 059-224-2193</p> <p>1 東紀州地域の活性化について</p> <p>2 熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設について</p>	<p>市町、関係団体等と連携し、情報発信や受入環境の整備、伊勢から熊野までを結ぶ熊野古道伊勢路の環境づくり等により国内外からの誘客を促進するとともに、次世代を担う子どもや若者を対象に伝統・文化の担い手づくりを行う。</p> <p>また、（一社）東紀州地域振興公社を通じて、熊野古道をはじめとする地域資源を活用した観光振興・産業振興等に取り組む。</p> <p>東紀州地域の振興に向け、熊野古道センター、紀南中核的交流施設と連携して、熊野古道をはじめとする地域資源の情報発信、集客交流促進に取り組む。</p>

4 所管事項

(1) 地籍調査の推進について

1 地籍調査について

地籍調査は、国土調査法に基づき調査・測量を行うもので、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、地籍簿・地籍図を作成する事業です。

地籍調査を行うことで、土地の最も基礎的な情報である面積や形状等が明らかになり、その結果が記録されることから、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化など様々な効果があり、特に近年では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた土地の境界確認や区画の復元などに大きな成果が認められました。

県では、地籍調査の事業主体である市町が円滑に調査を実施できるよう、国に対する予算確保及び制度改善の要望活動や、市町を対象とした研修会の開催等の支援を行っています。

地籍調査に必要な経費の1/2は国が補助しており、また残りの経費の1/2(全体の1/4)は県が補助しています。さらに、市町や都道府県が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町は5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能です。

2 現状と課題

(1) 現状

本県における地籍調査の進捗率は、令和3年度末で9.8%（速報値）であり、全国平均52%（令和2年度末）を大きく下回っています。

このため、限られた財源の中で、効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があることから、事業主体である市町と連携して、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域や近畿自動車道紀勢線の実施予定区間などの公共事業の円滑な進捗に資する地域での調査を進めています。

		三重県(R3末)	全国平均(R2末)	
人口集中地区 (DID地区)	対象面積	189.5 km ²	12,673 km ²	
	進捗率	22.5%	26%	
D I D 以外	宅地	対象面積	611.3 km ²	
		進捗率	15.5%	
	農地	対象面積	1,170.5 km ²	
		進捗率	19.0%	
	林地	対象面積	3,409.0 km ²	
		進捗率	4.9%	
合計		対象面積	5,380.3 km ²	
		進捗率	9.8%	
			52%	

※人口集中地区(DID地区)：国勢調査において設定される、人口密度が4,000人/km²以上で隣接した地域の人口が5,000人以上の地域

県では、市町に対して研修会等を通じて、大規模災害に備えた防災・減災対策や公共事業の円滑な進捗に向けた調査の必要性を説明するとともに、国の制度改正、調査の効率化に資する航空機からの航空レーザ測量や自動車からの車載写真レーザ測量などの新たな測量技術、ドローンを用いた先進的な取組を行っている自治体の事例紹介などを行っています。

また、県が主体となって公共事業の用地測量成果を活用して法務局備え付け地図として申請する取組やそのノウハウの蓄積、地籍調査の専門知識を持つ三重県土地開発公社職員等を地籍アドバイザーとして国へ登録推薦することによる支援体制の強化、休止市町への個別訪問による働きかけを行っています。

(2) 課題

事業主体となる市町において、地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立合等に非常に多くの労力、人員を要し、このことが地籍調査を進めるうえでの支障となっています。

そこで、市町が限られた人員でいかに効率的に調査が実施できるかが、課題となっています。

3 今後の取組

引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、優先度が高いと考えられる地域を重点的に、市町と連携して取り組むとともに、市町の要望に応じた国の予算が確保されるよう、国に対して強く働きかけていきます。

また、研修会や法務局等の関係機関と連携して意見交換の場を設けるなど、市町へ支援を行っていきます。

(2) 宮川の流量回復などの取組について

1 経緯

(1) 宮川の流量回復の取組

宮川流域の健全な水環境の構築をめざした取組の一つである流量回復の取組については、平成12年3月に、宮川にダムや取水堰等が何もなかったと仮定して当時のダム流入量（S62～H8のデータ）から試算された、再現渇水流量「宮川ダム直下2m³/s、栗生頭首工直下5m³/s」を流量回復の目標として段階的に回復していくという基本方針が、宮川ルネッサンス委員会水部会から宮川ルネッサンス委員会へ報告されました。

これを受けて、県（宮川流域ルネッサンス事業推進会議）は、平成13年3月に当面の流量回復目標を「宮川ダム直下0.5m³/s、栗生頭首工直下3m³/s」とし、宮川ルネッサンス委員会において確認されました。【別紙1】

また、水力発電事業の民間譲渡に際し、平成20年度に三重県議会から、『宮川ダムからの0.5m³/sの常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である栗生頭首工直下3m³/sを譲渡条件とすることを尊重する』『当面の目標が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべき』との提言を受けています。【別紙2】

2 現状と課題

(1) 流量回復の取組

「宮川ダム直下0.5m³/s」については、平成18年4月1日より実施しており、水力発電事業譲渡後も承継されています。

「栗生頭首工直下3m³/s」については、宮川用水土地改良区及び中部電力（株）と策定した運用ルールに基づき、平成26年度から取り組んでおり、河川自流が少なかった平成26年度、平成28年度、令和2年度の3回、「栗生頭首工直下3m³/s」を下回らないよう、計681万3千m³の流量回復放流を実施しました。

しかしながら、この運用ルールでは、農業用水の取水や河川水質への影響を考慮して、かんがい放流実施中には同時に流量回復の放流をしないこととしていたため、「栗生頭首工直下3m³/s」を下回った場合があり、年間を通した安定的な目標達成が実現できていません。（平成26～30年度、累計61日間）

そのため、かんがい放流時も流量回復放流を行えるよう、同時放流の試行運用ルール（令和3年4月1日施行）を策定しました。

なお、令和3年度は定期的な降雨に恵まれたため、同時放流を試行する機会がありませんでした。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

流量回復の取組により、宮川ダム直下において当面の目標である $0.5\text{m}^3/\text{s}$ を実現しているものの、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間の流況については、流量をはじめ、水生生物のへい死など、現在もさまざまな課題があります。

このため、令和2年11月25日に、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間のより良い流況に向けて、さまざまな視点から検討を行う「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議（以下、「検討会議」という）」を設置しました。【別紙3】

令和3年度は、河川水質、新たな観測地点での河川流量、鮎等の生息環境などの現状把握など、関係部局の取組について情報共有、検討を行ったところ、河川水質は環境基準を概ね満たしており、鮎の餌となる付着藻類の環境としては概ね適しているなどの調査結果となりました。

また、ダム放流量の増加によるダム貯留量への影響についての過去30年のデータを元にした検討を行ったところ、現在の維持放流量である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 」を上回る常時放流を行う場合には、ダム貯水量の減少が顕著であり、利水者への影響が避けられないことが確認されました。

3 今後の取組

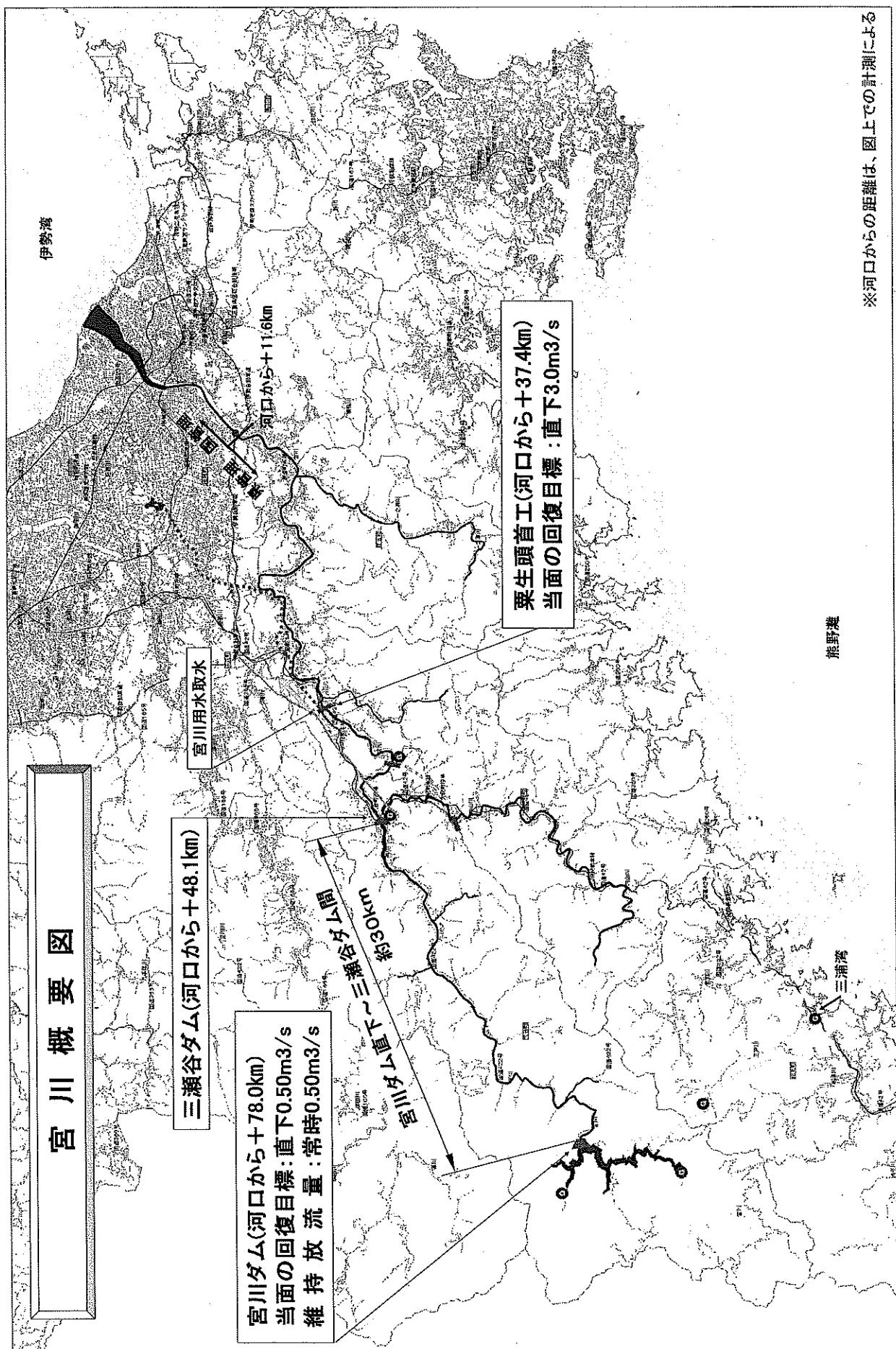
(1) 流量回復の取組

「栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」については、かんがい放流と流量回復放流の同時放流の試行運用ルールに基づき、河川状況に応じて同時放流を試行することにより、年間を通して安定的な目標達成に向けて取り組みます。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況を実現するためには、現状をできる限り把握し、課題と要因を明確にしたうえで、関係者と丁寧な意見交換を行いながら、十分な理解と協力を得ることが不可欠です。

そのため、引き続き、検討会議において流況についてのデータ蓄積等、関係部局で検討を進めるとともに、令和3年度の検討結果を基に利水者などの関係者と意見交換を開始します。



水力発電事業の民間譲渡に伴う
宮川流域諸課題の解決に向けた

提　　言

【抜　粹】

三　重　県　議　会

平成20年10月20日

-----<略>-----

三重県議会は、宮川プロジェクト会議での調査検討の結果を踏まえ、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けて、下記のとおり提言する。

記

1 宮川の流量回復について

(1) 「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて
議会として、宮川ダムからの $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である「栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を譲渡条件とすることを尊重する。

ただし、「栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」の目標を実現するためには、宮川ダムの放流に頼るだけでなく、県、市町、民間企業、流域関係者など多様な主体による森林整備をさらに推進し、森林の水源涵養機能の強化を図るとともに、渇水期においては、発電事業者や農業者などの利水関係者の互譲の精神による運用について調整を行うこと。また、宮川の自然環境や生態系の保全のために、地域住民や団体など多様な主体とともに環境保全活動などの取組を進めること。

(2) 将来、更なる流量回復を図る場合について

将来、当面の目標である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復（※）を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべきである。このため、県庁内に部局横断的な組織を設置した上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証するとともに、上記（1）ただし書きに掲げた取組を長期的な視点で進めること。

-----<略>-----

宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間のより良い流況に向けて、宮川流域ルネッサンス委員会水部会からの報告(※)にある、将来の宮川ダム直下毎秒2トンに近づけるよう、さまざまな視点から検討を行う「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議（以下「流量回復等検討会議」という）」を設置する。

(検討・調整事項)

第2条 流量回復等検討会議は、次に掲げる項目について検討、調整し、より良い流況に向けた流量回復等の取組方針案をまとめる。

- 一 流量回復にすること。
- 二 河川環境にすること。
- 三 漁場環境にすること。
- 四 河川水質にすること。
- 五 流量回復等検討にかかる流域関係者との連携、調整にすること。

(組織等)

第3条 流量回復等検討会議は、副知事をリーダーとし、リーダーが選任した主任委員及び委員にて行う。

- 2 主任委員は、水資源・地域プロジェクト課長とし、流量回復等検討会議の議事進行・取りまとめを行う。
- 3 委員は次の各号に掲げるものとする。
 - 一 大気・水環境課長
 - 二 農業基盤整備課長
 - 三 みどり共生推進課長
 - 四 水産資源管理課長
 - 五 河川課長
 - 六 社会教育・文化財保護課長
- 4 主任委員及び委員は、所管事項の検討を進め、流量回復等検討会議で報告・提案する。
- 5 流量回復等検討会議での検討結果等は、宮川流域振興調整会議の場にて、報告・提案する。
- 6 委員が流量回復等検討会議を欠席する場合には、委員が指名するものを代理として出席させることができる。

7 流量回復等検討会議には、会議に必要と認めるものの出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第4条 流量回復等検討会議の事務局を、地域連携部水資源・地域プロジェクト課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、流量回復等検討会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定める。

※宮川流域ルネッサンス委員会水部会報告

(平成12年3月17日)

宮川流域ルネッサンス委員会水部会は報告の中で、宮川の再現渇水流量「宮川ダム直下2.0m³/s、栗生頭首工直下5.0m³/s」(再現流量の中で年間355日を下回らない流量)を目標として段階的に回復していくことが求められたとした。

注 再現流量

宮川にダムや取水堰等が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量

附則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(3) 木曽岬干拓地の土地利用について

1 現状と課題

木曽岬干拓地は、5年間公共利用に供することを買い受け条件として、平成12年度に国（東海農政局）から購入した土地です。現在、平成26年度に関係市町とともに策定した「木曽岬干拓地の土地利用計画」に基づき、その後の社会経済状況の変化等をふまえつつ、土地利用を進めています。（別紙1）

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側について（別紙2）

伊勢湾岸自動車道より北側（木曽岬新輪工業団地）については、5年間の公共利用（わんぱく原っぱ、建設発生土ストックヤード）を終えており、工業用地として分譲しています。

令和4年4月末現在で木曽岬新輪工業団地全体約45.6haのうち61.8%となる約28.2haを分譲しました。なお、残りの約17.3haのうち約4.1haは分譲の申し込みがあり、手続きを進めています。

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側について（別紙3）

新エネルギーランドについては、木曽岬メガソーラー株式会社が平成26年度から公共利用としてエネルギーサービス事業を行っています。

建設発生土ストックヤード（第2期）については、公共利用として公共工事等の発生土により盛土するため、環境影響評価手続きを進めていますが、同区域より南側を中心として希少種の猛禽類「チュウヒ」の飛来が確認されており、手続きを慎重に行ってています。

農業体験広場は、建設発生土ストックヤード（第2期）の整備後に公共利用を行う予定であり、公共利用後の土地利用の方向性について検討する必要があります。

また、木曽岬干拓地の価値を高め、土地利用の可能性を広げることに繋がる愛知県側へのアクセス道路については、愛知県等関係機関と協議し、高速道路に最短で接続できるよう伊勢湾岸自動車道弥富木曽岬インターチェンジ付近の県道を利用するルートとしました。

2 今後の対応

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側について

未分譲地については第4期として分譲を予定しており、都市的土地区画整理事業の促進に向けて取り組みます。また、第3期分譲地の区域内道路等を着実に整備します。

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側について

早期の土地利用が図られるよう、都市的土地区画整理事業の検討に着手するとともに、地元の市町長をメンバーとする木曽岬干拓地土地利用検討協議会で意見交換を行うなど検討を進めています。愛知県側へのアクセス道路については、引き続き関係機関と連携し、整備に必要な測量等の調査を進めます。

木曽岬干拓地の土地利用

別紙1

木曽川大橋

国道23号

県道
木曽岬弥富停車場線

緩衝緑地帯

新緑風橋

木曽岬新輪工業団地

新エネルギーaland

建設発生土ストックヤード(第2期)

農業体験広場

自然体験広場

保全区



伊勢湾岸自動車道

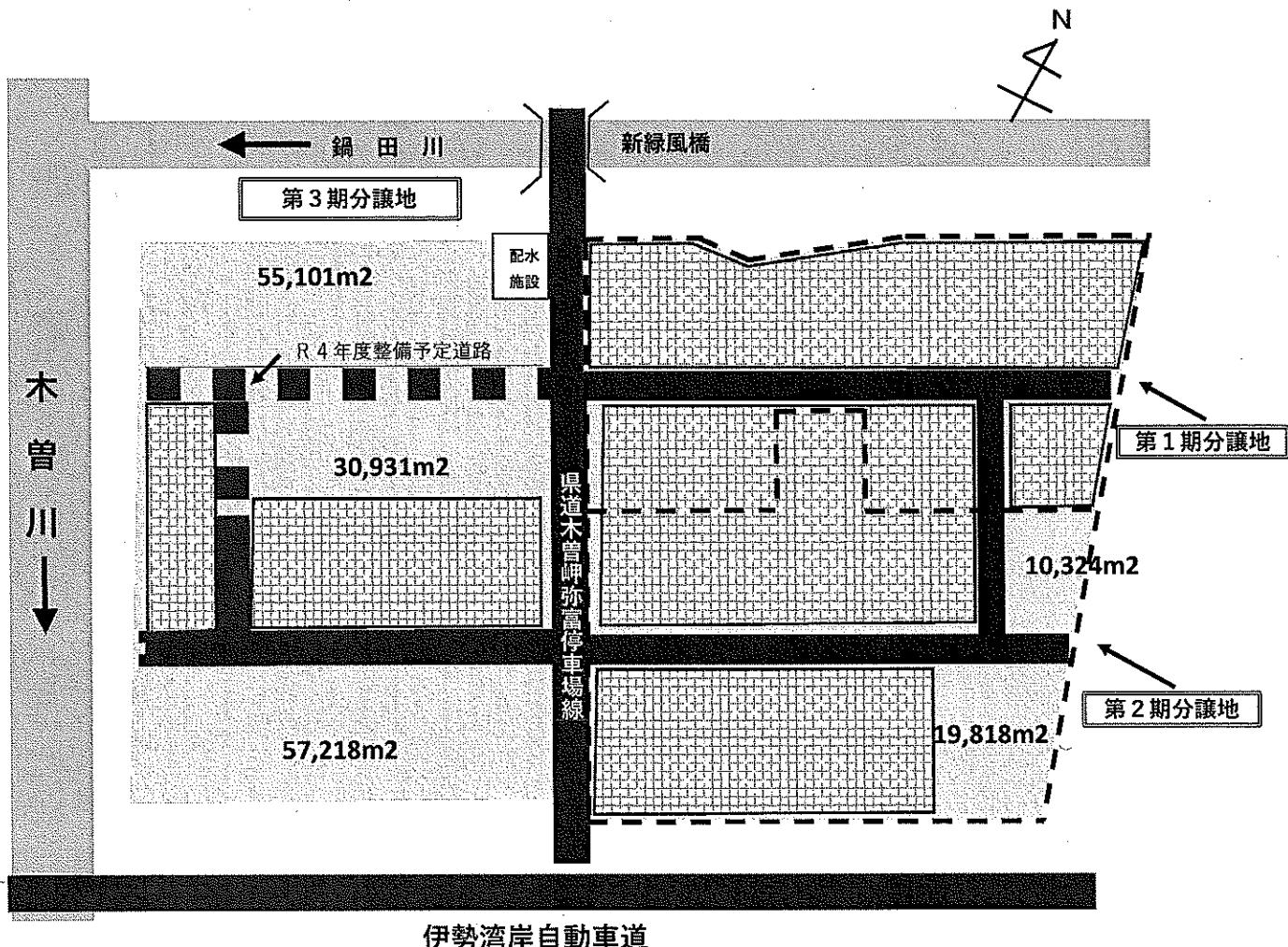
木曽川

土地利用	面積(ha)
木曽岬新輪工業団地	約45.6
緩衝緑地帯等	約35.9
新エネルギーaland	約63.6
建設発生土ストックヤード(第2期)(計画)	約66.4
農業体験広場(計画)	約50.1
自然体験広場(保全区)	約60.0
その他(水路等)	約13.6
合計	約335.2

県境

三重県 愛知県

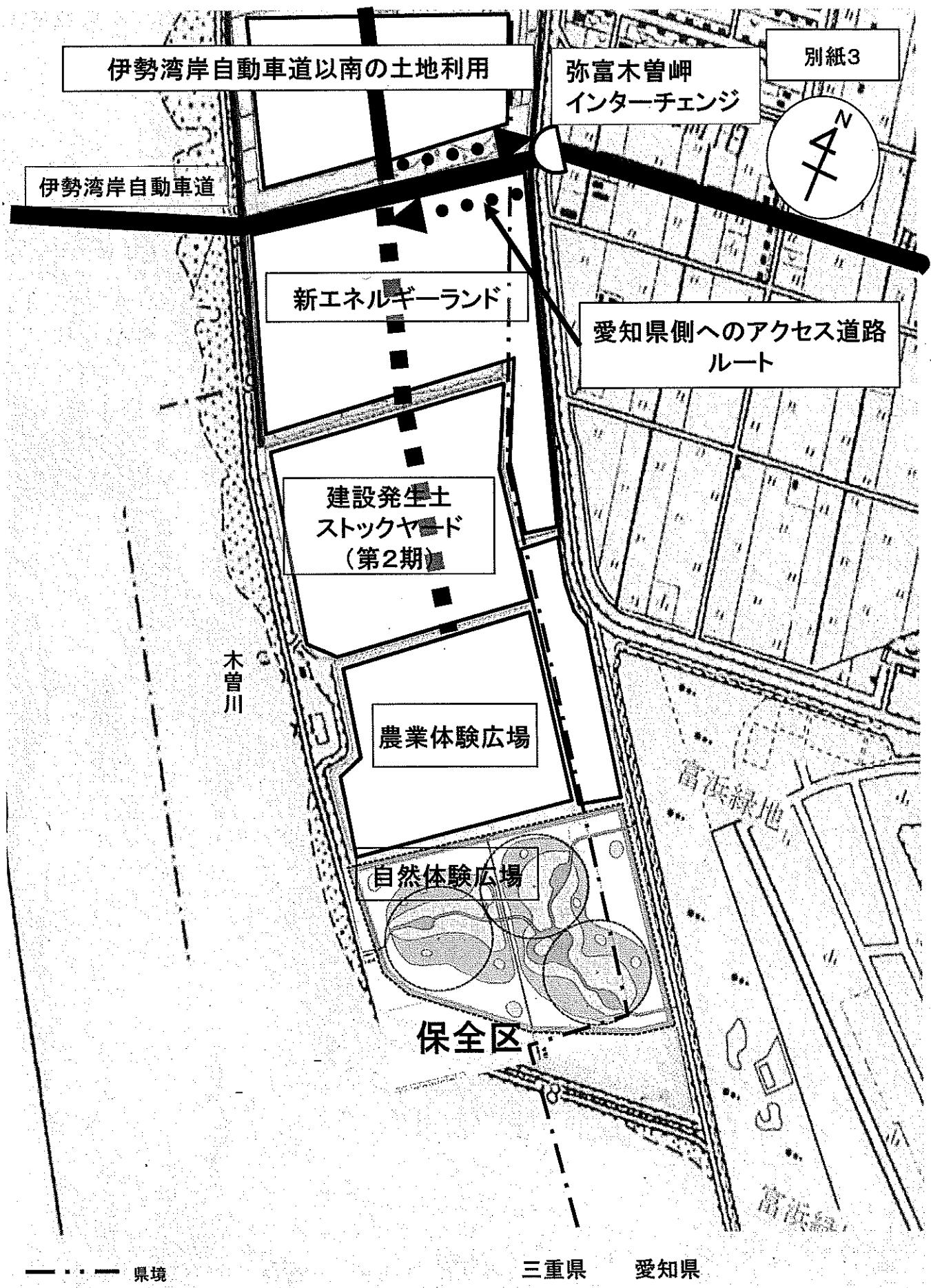
木曽岬新輪工業団地 分譲状況（令和4年4月末現在）



(単位:ha)

分譲地	面積	分譲済	未分譲
第1期	約11.9	約11.9	—
第2期	約14.0	約11.0	約 3.0
第3期	約19.7	約 5.3	約 14.3
合計	約45.6	約28.2	約 17.3

※各面積は、四捨五入で整理しているため、合計面積と相違します。



(4) 交通政策について

1 地域公共交通対策について

(1) 現状

地域公共交通については、人口減少・少子高齢化等の影響による移動需要の縮小に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少により、バス、地域鉄道ばかりでなく在来線等も含めて、交通事業者はこれまで以上に厳しい経営状況となっています。こうした中、国においては「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を開催し、ローカル鉄道のあり方について議論が行われており、7月にはその方向性が取りまとめられる予定です。

新型コロナウイルス感染症収束後においても、混雑回避の傾向やテレワークなどの進展から、コロナ前の水準まで移動需要が回復しないことが見込まれる中、持続可能な地域公共交通の実現に向け、一層の利用促進や利便性向上に取り組む必要があります。

また、令和2年11月に改正・施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、バスや鉄道等従来の公共交通に加え、多様な輸送資源を総動員する新たな交通に関する方向性を示したマスタープランである「三重県地域公共交通計画」について、令和5年度中の策定に向け、取組を進める必要があります。

① 鉄道

県内の地域鉄道（伊勢鉄道、養老鉄道、三岐鉄道、四日市市あすなろう鉄道、伊賀鉄道）では、沿線自治体が鉄道経営に参画するなどにより、路線の維持を図っていますが、沿線自治体の負担が年々増加しています。

また、関西本線などの在来線等についても利用者数が減少し、経営状況が悪化しています。

そのため、県民の生活交通において大きな役割を担っている鉄道の維持が図られるよう、一層の利用促進に取り組む必要があります。

県、沿線市町等が出資する第三セクターの伊勢鉄道では、これまで概ね収支均衡を維持していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度以降は大きな損失が生じています。

このため、設備整備のために県と沿線等15市町（※1）が積み立てた三重県地域交通体系整備基金（以下「基金」という。）を活用して、令和2年度から令和4年度の3年分の損失について緊急的に経営支援を行うこととし、令和3年度には前年度分の損失に対し約2億円の支援を実施しました。

（※1）伊勢鉄道、紀勢本線、参宮線の沿線で伊勢鉄道、JRの駅がある15市町

② バス

県は、複数市町をまたぐ「地域間幹線バス」（※2）への補助を行うことにより広域的な移動手段の確保を図り、市町は、事業者の廃止路線を引き継いで運行する廃止代替バスや、コミュニティバス、デマンドタクシーなど住民の身近な移動手段の確保に努めるなど、役割を分担して取り組んでいます。

また、県では、利用状況が特に悪い路線について、国や関係市町、バス事業者等が連携して情報共有や改善策の検討を行うなど、利用促進、利便性向上に向けた対策を進めています。

（※2）「地域間幹線バス」の主な定義

* 複数市町村にまたがる系統であること。（H13/3/31 時点）

* 1日当たりの計画運行回数が3往復以上であること。

* 輸送量が15人～150人/日で経常赤字が見込まれること。

（2）今後の対応

新型コロナウイルス感染症対策として、計画的に大幅な減便等を行わない安定的な運行や、デジタル化等の業務の効率化、感染症拡大防止対策、利用回帰に向けた取組を支援します。また、国の各補助制度のさらなる拡充や新型コロナウイルス感染症の影響による減収分への経営支援等について、国に対し要望します。

さらに、市町ごとの地域公共交通会議等の場で地域の状況に応じた具体的な対策の検討を行うとともに、さまざまな機会を捉えて、県民が目的や状況に合わせて自家用車とバス、鉄道、タクシーや自転車などの移動手段を適切に使い分けることを促す「モビリティ・マネジメント」の考え方の普及啓発を行うなど、さらなる利用促進や利便性向上に取り組みます。

加えて、令和元年度に策定した「三重県自転車活用推進計画」について、市町など関係機関と連携し推進を図ります。

地域公共交通計画の策定に向け、令和4年度には、県内の交通不便地域の状況や公共交通利用者の移動実態等を把握するための基礎調査を実施します。また、市町における地域公共交通計画の策定に向けた取組を支援します。

① 鉄道

地域鉄道が安全確保のために実施する設備整備等に対し、国や沿線市町と協調して補助を行います。また、鉄道の維持・確保のため、沿線市町や鉄道事業者、地域住民、企業等による協議の場を設置するなど、関係機関が連携し、利用促進や利便性向上に取り組みます。

伊勢鉄道における新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分の損失については、同社の決算状況や経営改善に向けた取組状況等をふまえ、昨年度に引き続き基金による緊急的な経営支援を行うとともに、今後の支援のあり方等について、関係市町と検討を行います。

② バス

引き続き、運行経費等に対し国と協調して補助を行います。また、今までには補助基準を満たさず廃止が避けられなくなる路線については、引き続き関係機関と連携して利用促進や利便性向上に取り組みます。

また、市町の地域公共交通会議等に参画するなど地域と連携し、路線バスやコミュニティバス等も含めた生活交通のネットワーク化と利用促進を図ります。

2 次世代モビリティ等の導入支援による移動手段の確保について

(1) 現状

近年、高齢運転者による交通事故の多発が社会問題化し、運転免許証の返納件数が増加傾向にある中、免許証返納後の日常生活の移動手段の確保が求められています。

このため、令和2年度より高齢化が進む「郊外型団地等都市部」や「交通不便地域」における移動手段の確保をめざし、市町等と連携し、次世代モビリティ等を活用した取組や福祉分野等と連携した取組をモデル事業として実施しています。令和3年度は、四日市市や桑名市での自動運転や、菰野町でのMaaS、南伊勢町での病院や学校等との連携による町営バスの路線延伸に係る実証実験などへの支援を行いました。また、これまでの同モデル事業の成果や課題、次世代モビリティ等の活用、福祉分野等との連携を行う上で必要となる情報等を整理したマニュアルを取りまとめ、各市町へ紹介するなど、横展開に取り組んでいます。

(2) 今後の取組

モデル事業について、令和4年度は、将来的な本格運行を見据えた実現性の高い取組を支援するとともに、ボランティアや地域の助け合いにより運営する取組についても対象とします。また、新たに移動手段を導入する地域が拡大するよう、引き続きマニュアルを活用して市町の取組の促進を図ります。

3 リニア中央新幹線について

(1) 現状

東京・名古屋間の2027年（令和9年）先行開業に向けた着実な事業実施、名古屋・大阪間のルートと駅位置の早期確定および一日も早い全線開業の実現をめざし、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」（以下、「県同盟会」という。）をはじめ、近隣の沿線府県市等と連携した枠組みである「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」や、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」（以下、「三府県会議」という。）等を通じた活動を積極的に進めています。

令和3年度の県同盟会の臨時総会では、亀山市から県内駅候補地案が提案され、現在、県では広域的な観点から各候補地のメリット・デメリットを調査・分析しています。また、今年2月にはリニア開業を見据えた地域づくりを進める府内会議として「三重県リニア推進本部」を設置しました。

引き続き、名古屋・大阪間の概略のルートおよび駅位置が確定する環境影響評価手続きの円滑な実施に向け、JR東海や国等との連携を一層強化していく必要があります。

また、リニア中央新幹線の全線開業実現に向け、「みえりニア応援クラブ」会員による啓発動画の発信や会員と連携した様々な取組を行うことで、県内の気運醸成に取り組んでいます。

(2) 今後の取組

亀山市から提案された県内駅候補地案については、アクセス性や県全域への波及効果等の分析・評価を行い、県同盟会会員である市町等との意見交換をふまえ、令和4年中に開催する県同盟会総会で県同盟会案を決議し、JR東海に要望します。

令和5年頃の着手と見込まれる名古屋・大阪間の環境影響評価手続きの円滑な実施のため、引き続き三府県会議とも連携しながら、JR東海の名古屋以西準備担当部署と事前準備を進め、国に対しても連携・協力を求めていきます。

「みえりニア応援クラブ」の会員募集をはじめ、啓発イベントの実施やリニア効果についての積極的な発信等に取り組むことで、県内の気運醸成につなげていきます。

4 中部国際空港について

(1) 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線だけでなく国内線においても航空需要が大幅に減少していることから、感染症の収束状況や空港における検疫体制等をふまえつつ、空港の利用促進に取り組む必要があります。

中部国際空港の機能強化については、国際拠点空港としての機能を十分に発揮していくためには、早期の第二滑走路整備による完全な24時間運用の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

(2) 今後の取組

三県一市の自治体、経済団体、空港会社および企業等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」を通じて、中部国際空港の利用促進・活用等の取組を一体的に推進し、新型コロナウイルス感染症の収束を見極めながら、利用回帰に向けた取組を進めます。

また、第二滑走路をはじめとする機能強化については、同じく三県一市の自治体、経済団体、空港会社および企業等で構成する「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」を通じて、国等に対する要望活動を行うとともに、第二滑走路整備に係る課題の検討を行っていきます。

(5) 市町との連携・協働による地域づくりについて

1 現状

人口減少の進行や価値観、ライフスタイルの多様化などに伴い、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。このため、県では、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）の取組等により地域課題の解決に取り組んでいます。

2 主な取組

(1) 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織として、平成21年2月に設置されました。（仕組みについては別紙参照）

協議会では、全県的な課題をテーマとした検討会議や地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、全県的な課題の協議・検討や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組んでいます。また、「知事と市町長の円卓対話」を開催し、市町固有の地域課題についてオープンな場で議論を行っています。

(2) 地域コミュニティと若者をつなぐきっかけづくり

人口減少の進行や価値観、ライフスタイルの多様化などに伴い、持続可能な地域づくりを維持していくためには、若者の力を生かしていくことが有効となってきます。しかし、地縁に基づく地域コミュニティにいきなり若者の参画を求めるることはハードルが高いことから、令和2年度から、若者同士のつながりをつくり、地域づくりの経験を積めるような場の提供を行っているところです。

令和3年度には、SNSやオンラインイベントを活用し、当事業を通じてつながった若者同士のネットワーク化を図るとともに、若者が主体となった地域づくりの実践が定着したものとなっていくための支援を行いました。

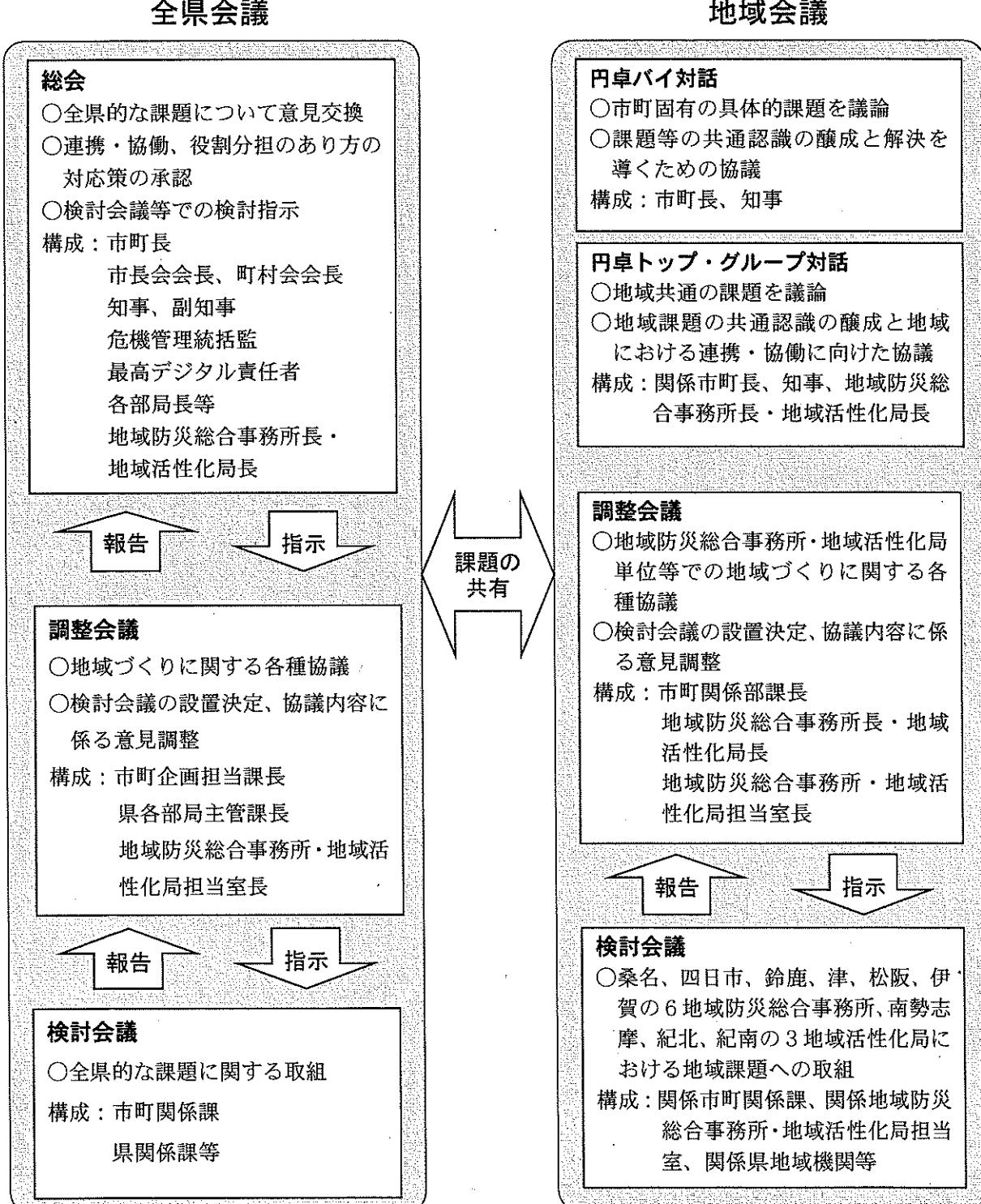
3 令和4年度の取組

協議会において、「持続可能な地域コミュニティづくり」をテーマとした検討会議を設置し、地域防災総合事務所および地域活性化局とも連携し、全県的な課題の協議・検討を進めるとともに、地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組みます。また、引き続き知事と市町長との協議の場として「知事と市町長の円卓対話」を開催します。

若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすための取組では、令和2、3年度の取組で生まれた若者同士のネットワークの醸成・拡大を図りながら、これまで積み上げた経験を基に、若者が地域づくり活動を持続的に行っていけるためのサポートにシフトした取組を進めます。

I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

1 協議会の仕組み



事務局：県・市長会・町村会

(6) 移住促進の取組について

1 現状と課題

(1) 現状

首都圏での移住相談窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、大阪・名古屋での移住相談会、移住セミナーなど、オンラインも活用しながらきめ細かな相談対応を行ってきました。また、ホームページ等による情報発信の充実、一定の要件を満たして東京圏から移住・就業した方を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の実施などに取り組んできました。

その結果、令和3年度は、相談件数が1,294件、移住相談窓口や空き家バンクなど県および市町の施策を利用した県外からの移住者数が541人となり、平成27年度から7年間の移住者数は2,460人となっています。

●県および市町の施策を利用した県外からの移住者数及び相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
移住者数	124人	205人 (65%増)	322人 (57%増)	371人 (15%増)	383人 (3%増)	514人 (34%増)	541人 (5%増)	2,460人
相談件数	750件	1,137件 (52%増)	1,332件 (17%増)	1,414件 (6%増)	1,455件 (3%増)	1,098件 (25%減)	1,294件 (18%増)	8,480件

※（ ）は前年比

(2) 課題

テレワークなど場所を選ばない働き方の浸透などに伴い、若い世代をはじめ地方への移住に関心が高まる中、全国の多くの自治体においても、移住促進の取組が進められていることから、一人でも多くの方に三重県を選んでいただけるような取組が求められています。また、移住希望者が安心して三重県に移住し、移住後も暮らし続けていけるよう、受け入れ態勢のさらなる充実が必要です。

2 令和4年度の取組

(1) 3つの取組方針

次の3つの取組方針により、市町や関係部局、地域機関と連携しながら取組を進めます。

①ワンストップできめ細かな移住相談体制

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での相談が困難な場合も考慮し、電話、メールに加えて引き続きオンラインでの相談対応も実施します。

○首都圏における移住相談体制

常設の相談窓口に加えて、移住セミナー（6回程度）、U・Iターン就職セミナー（4回程度）を実施します。

○関西圏における移住相談体制

移住相談会（10回程度）、移住セミナー（2回程度）を実施します。さらに、関西事務所と連携し、オンラインで移住相談センター窓口とつなぐ相談会を実施します。（会場：関西事務所 6回程度）

○中京圏における移住相談体制

移住相談会（5回程度）、移住セミナー（1回程度）を実施します。

②総合的な情報発信と気運の醸成

三重県移住・交流の専用ポータルサイト「ええとこやんか三重」に加え、SNSも有効に活用し、県内全市町の移住関連情報をきめ細かに発信するとともに、全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行います。

③移住者を受け入れる地域の態勢充実

市町や県地域機関との連携を強化するため、市町担当者会議や研修会を開催し、移住希望者のニーズや先進取組事例、移住者からの聞き取りなどにより把握した課題とその解決策などを共有し、県内全域に水平展開することで移住者を受け入れる態勢を充実します。

また、東京圏からの移住を促進するため、移住した方を対象に移住支援金を給付する移住支援事業については、令和4年4月から支給要件が拡充（子育て世帯加算）されたことから、市町など関係機関とも連携し、あらゆる機会を通じて当該事業の周知を図り、活用を促進します。

（2）令和4年度の新たな取組

地域を活性化していくためには、若者がまちづくりなど地域活動に参画することが重要であるとされていることから、令和4年度からは、「持続可能な地域づくりにも寄与する移住」という視点を新たに組み入れます。また、地方への関心の高まりを三重に向けられるよう、アプローチする地域や対象を明確にして移住促進に取り組みます。

①県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流

「若者」と「地域」の接点づくりとして、県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流を促進します。

②受け入れ態勢の充実

移住後のサポートに加え、移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む方（キーパーソン）を育成し、そのネットワーク構築により県全体の受け入れ態勢を充実します。

③「関西圏」「中京圏」への情報発信の充実、「転職なき移住」という新たな動きへのアプローチ

大阪・関西万博、リニア中央新幹線等により注目される地域や、「場所」にとらわれない働き方など新たな動きに対する企業への三重県PRを行います。

令和3年度 4月から3月末までの移住者、相談者の状況

1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の状況

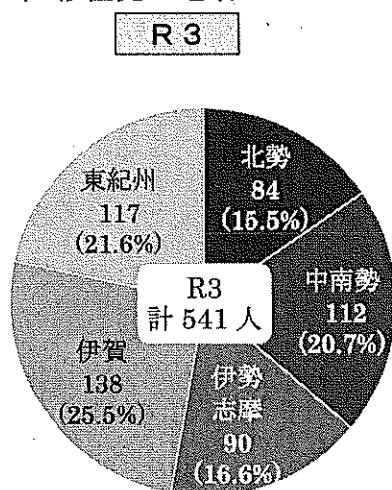
移住者数 541人

県及び市町の施策を利用した状況

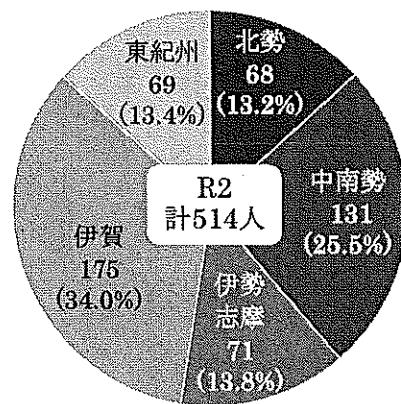
内訳	項目	R 3		参考 (R 2)	
		移住者数	割合	移住者数	割合
	市町の補助・助成制度利用	156人	28.8%	101人	19.6%
	空き家バンク	152人	28.1%	122人	23.7%
	市町移住相談窓口利用	85人	15.7%	117人	22.8%
	その他各市町施策	48人	8.9%	40人	7.8%
	地域おこし協力隊(任期終了)	19人	3.5%	16人	3.1%
	県施策	81人	15.0%	118人	23.0%
	合計	541人	-	514人	-

※県施策と空き家バンク等市町施策を重複利用している場合は、市町施策に分類しています。

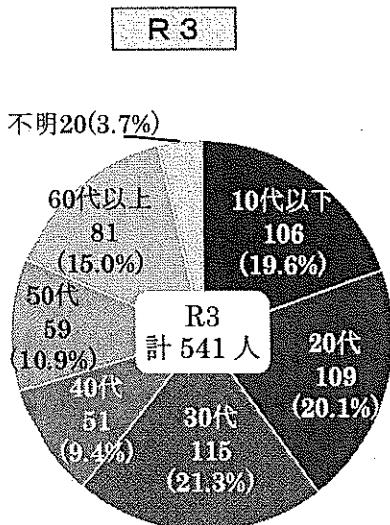
(1) 移住先の地域



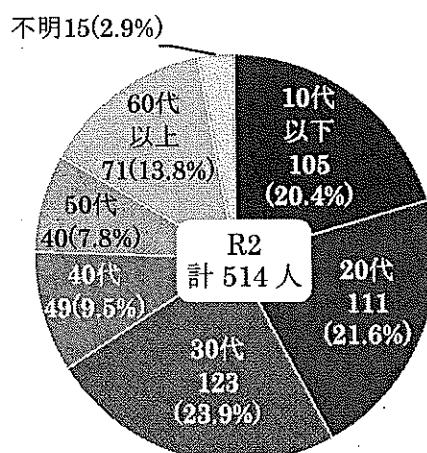
参考 : R 2



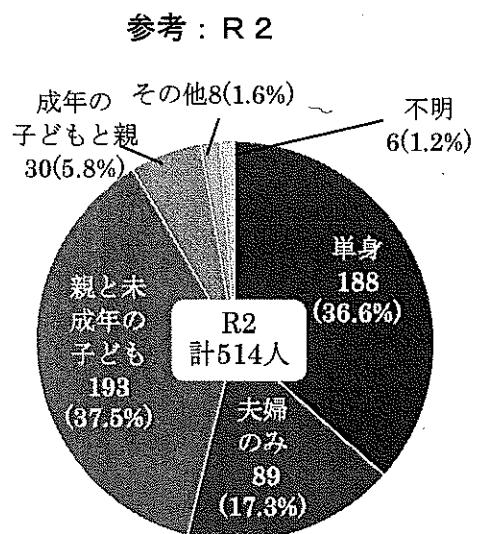
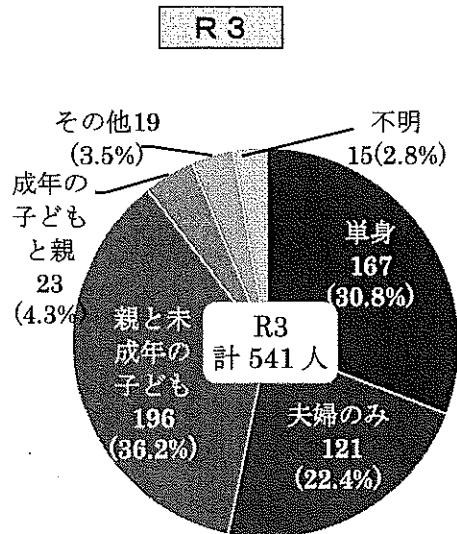
(2) 年代



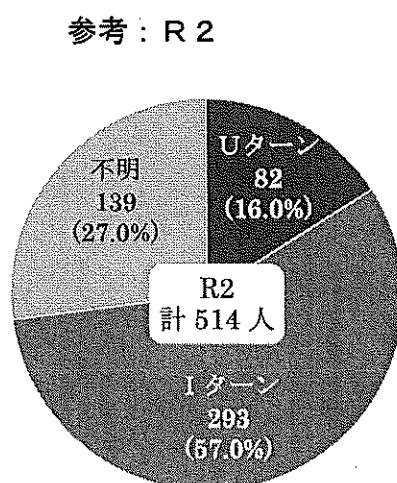
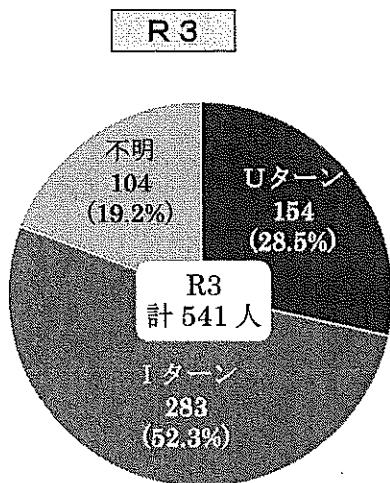
参考 : R 2



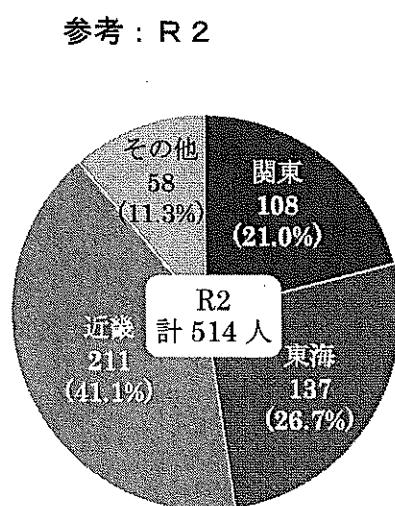
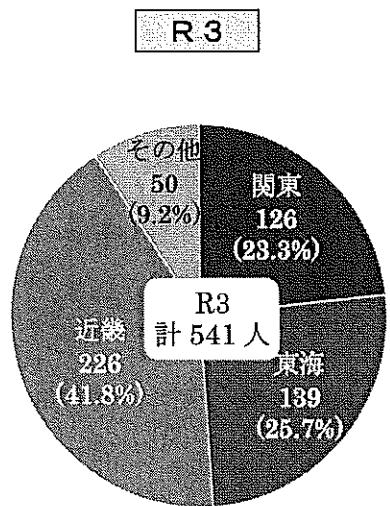
(3) 家族構成



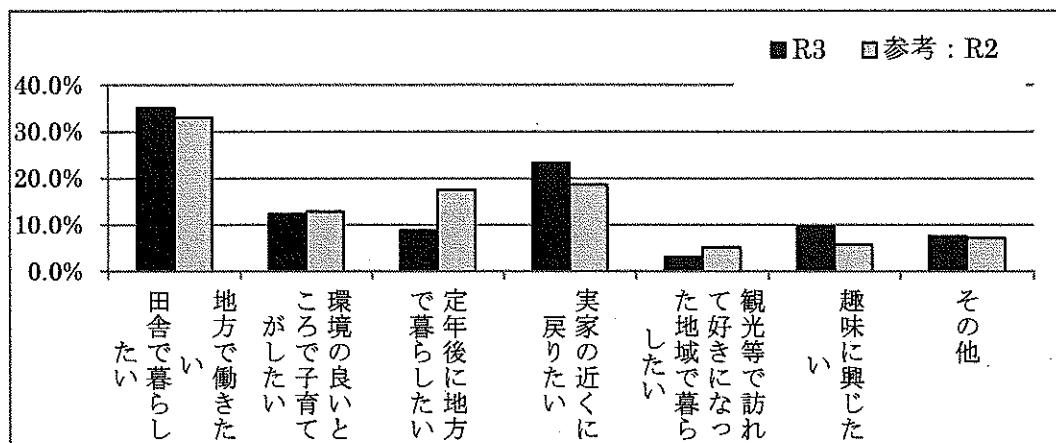
(4) Uターン/Iターン



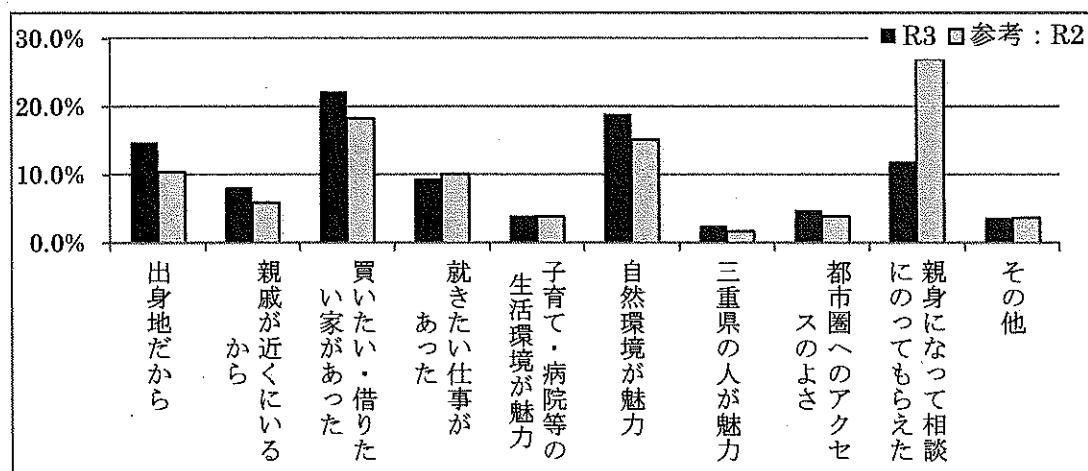
(5) 移住前の地域



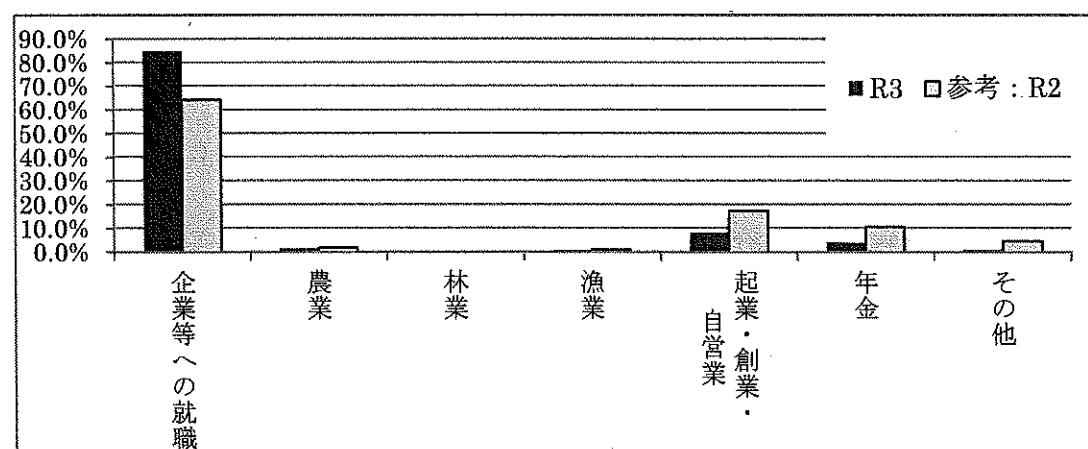
(6) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ R3 : 227 件、R2 : 194 件)



(7) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ R3 : 360 件、R2 : 356 件)



(8) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ R3 : 341 件、R2 : 271 件)

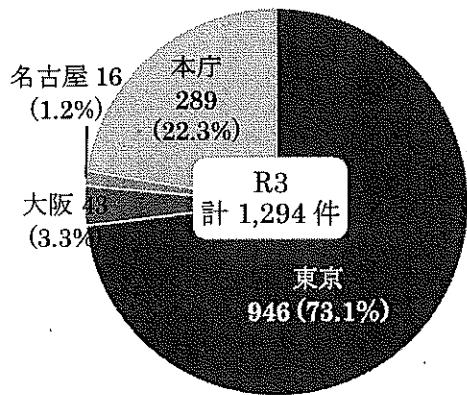


2 相談件数の状況

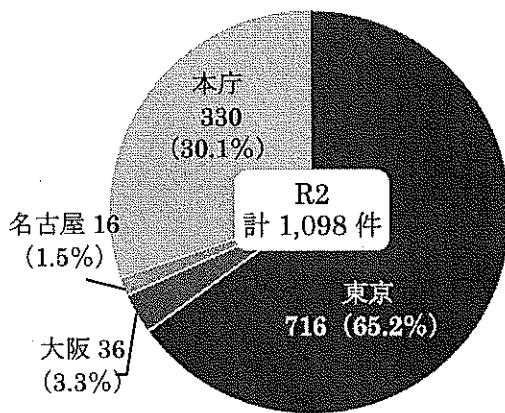
相談件数 1,294 件

(1) 受付場所

R 3

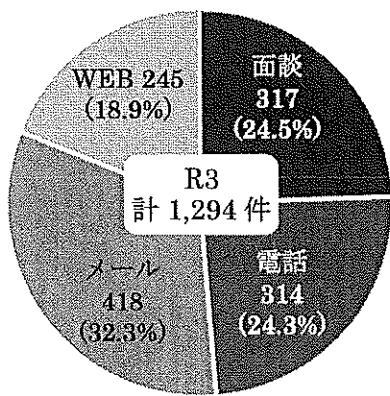


参考 : R 2

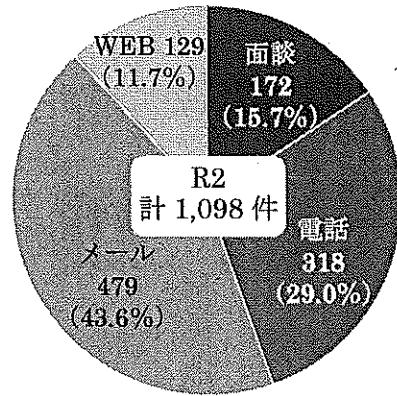


(2) 相談方法

R 3

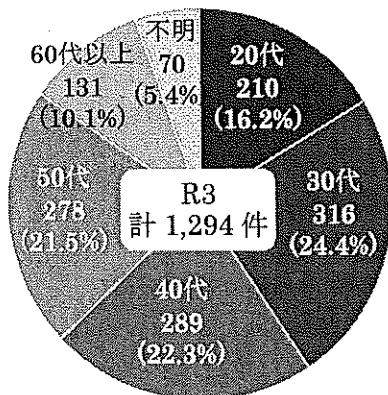


参考 : R 2

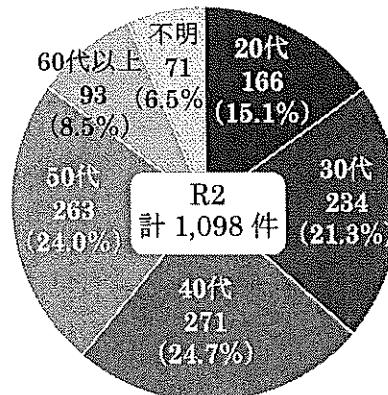


(3) 年代

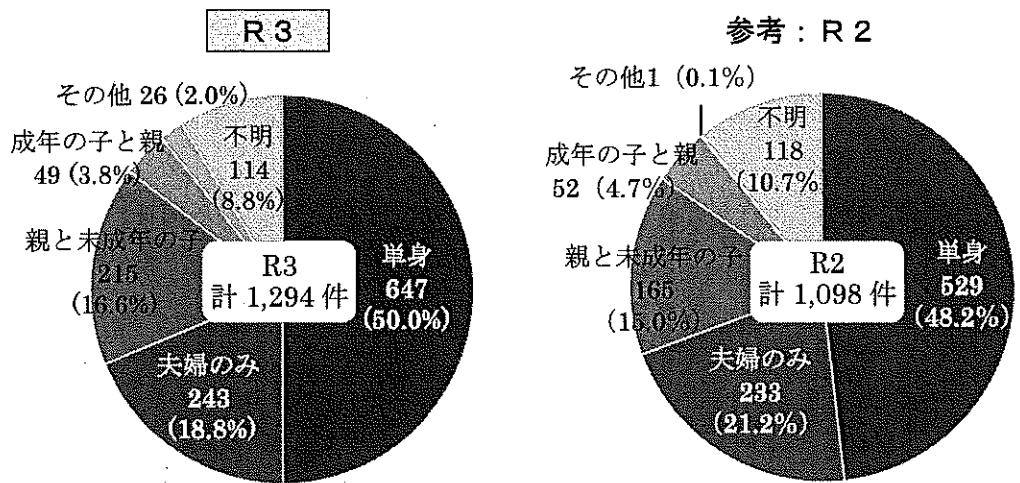
R 3



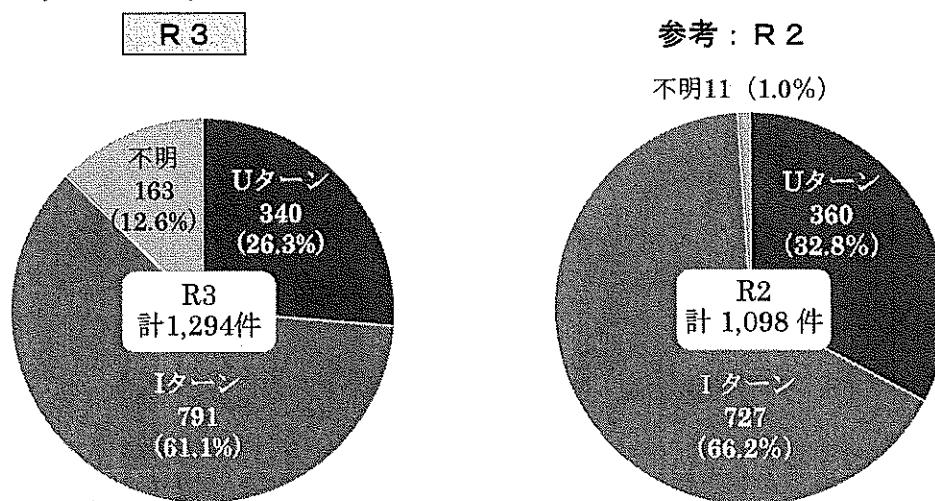
参考 : R 2



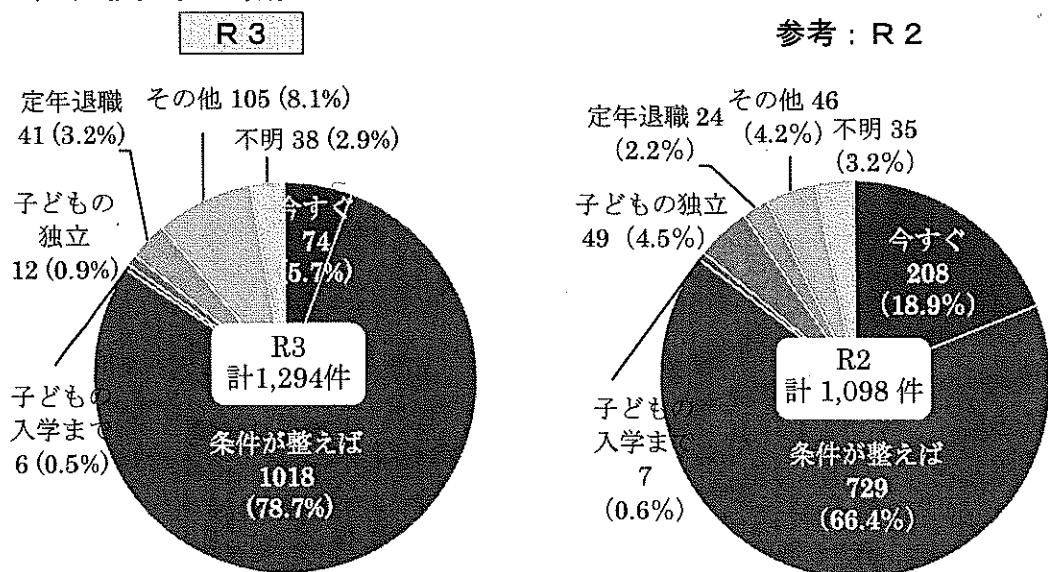
(4) 家族構成



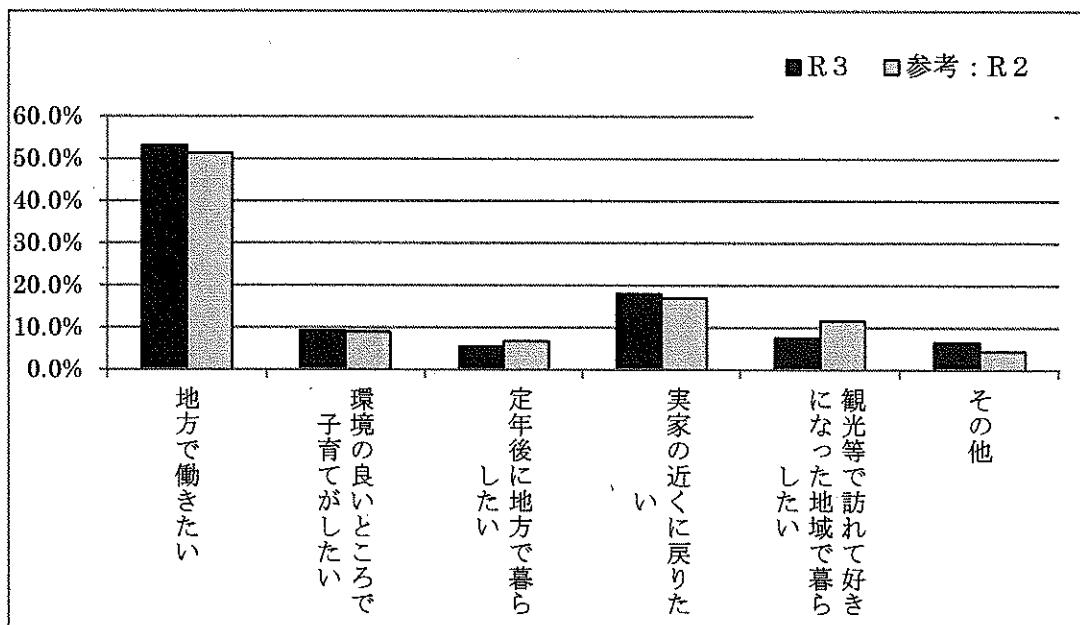
(5) Uターン/Iターン



(6) 移住希望時期

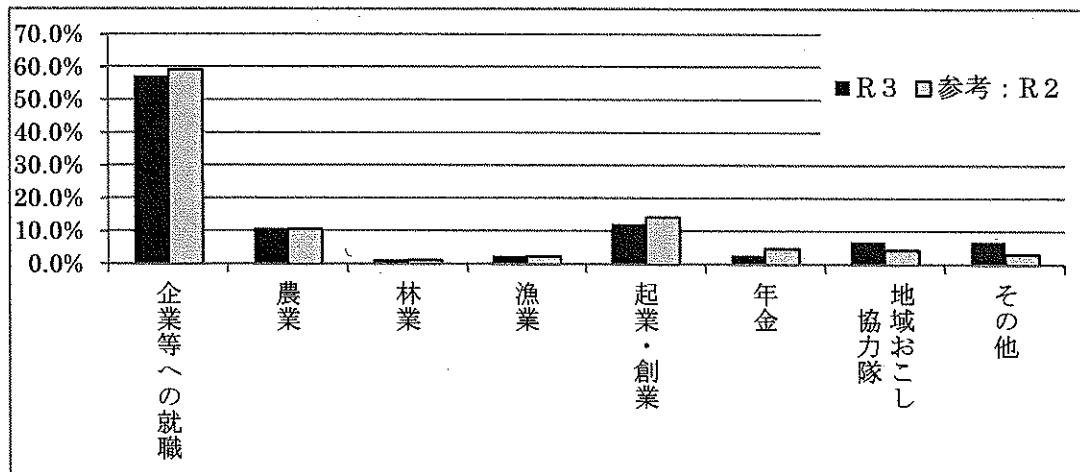


(7) 相談のきっかけ（複数回答有 延べR3:1,516件、R2:1,377件）



R3	53.2%	9.2%	5.5%	18.0%	7.5%	6.6%
R2	51.3%	8.9%	6.7%	17.0%	11.6%	4.4%

(8) 移住先での生活基盤（複数回答有 延べR3:1,600件、R2:1,263件）



R3	57.1%	10.8%	1.2%	2.4%	12.1%	2.6%	6.9%	6.9%
R2	59.2%	10.7%	1.2%	2.4%	14.3%	4.8%	4.4%	3.1%

(7) 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

県内市町は、厳しい地方財政の中、少子高齢化や人口減少、公共施設等の老朽化などの今日我が国が直面する課題をはじめ、地域における様々な行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高止まりしている団体も多いなど、厳しい財政運営の状況が続いています。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの対応が円滑に行われる必要があります。

(2) 今後の取組

今後も引き続き、市町の自主性を尊重しつつ、適切な行財政制度の運用や公共施設等の適正管理の推進等について、「市町と県との勉強会」の開催や、総務省のアドバイザー派遣事業等を活用した個別支援などを通じて、市町に対し必要な助言や情報提供による支援を行います。

2 地方創生

(1) 現状と課題

平成 26 年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

県においては、これまで市町との勉強会の開催や市町訪問による意見交換を実施し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行ってきました。

地方創生をめぐる動きとして、「誰一人取り残さない」ことを理念とした SDGs の考え方方が、地方創生の取組の一層の充実・強化につながるものとして、国第 2 期総合戦略にも横断的な目標として取り入れられました。市町においても、さまざまな主体との連携など地方創生を実現していくうえで、SDGs は大きな原動力となります。このため、昨年度は「SDGs と地方創生」をテーマにして、県と市町との勉強会を開催しました。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置付けられた取組を地方創生の実現につなげられるよう、引き続き市町との勉強会などの機会を通じて、国の動きや他府県の優良事例等の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町との更なる連携の強化を図ります。

3 新型コロナウイルス感染症対策にかかる市町対応について

市町においては、国の緊急経済対策に関連し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務の執行などに対応する必要があり、事務負担は増加しています。

県としては、市町からの様々な問い合わせに丁寧に対応するとともに、質問対応等を集約し共有するなど、事業が円滑に実施できるよう支援しています。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されました。

令和2年度、3年度の県内市町の交付決定額は、317.8億円となっています。県としては実施計画のとりまとめ等、市町が円滑に臨時交付金を受けることができるよう、助言や情報共有を行っています。

(8) スポーツの推進について

1 第3次三重県スポーツ推進計画（仮称）の策定

(1) 現状と課題

現行の第2次三重県スポーツ推進計画（平成31年3月策定）については、令和4年度までの計画期間となっていることから、三重県スポーツ推進条例がめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向けた、第3次三重県スポーツ推進計画（仮称）を策定する必要があります。

(2) 今後の取組方向

令和4年3月24日開催の三重県スポーツ推進審議会において、第3次三重県スポーツ推進計画（仮称）の策定に向けた諮問を行ったところであり、今後、以下のスケジュールで策定を進めています。

「第3次三重県スポーツ推進計画（仮称）」策定スケジュール

	R4年3月	R4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月	2月	3月
県議会 （総務地域連携 デジタル社会推進 常任委員会）			常任委員会・所管事項説明 ・第3次計画策定スケジュール提示					常任委員会 ・第3次計画の草案		常任委員会 ・第3次計画の中間案			常任委員会 ・第3次計画の最終案
審議会	R3年度 第1回 審議会 ・現行計画での取組状況 ・来年度のスケジュール・諮問		R4年度 第1回 審議会 ・現行計画の検証 ・ビジョン、プランの説明 ・第3次計画の策定方針及び骨子案	第1回 作業部会 ・第3次計画の草案	R4年度 第2回 審議会 ・第3次計画の草案	第2回 作業部会 ・第3次計画の草案	R4年度 第3回 審議会 ・第3次計画の中間案	第3次計画の中間案	関係団体等への説明	パブリックコメント ・第3次計画の最終案	R4年度 第4回 審議会 ・第3次計画の最終案		知事への答申

2 地域スポーツの推進

(1) 現状と課題

第2次三重県スポーツ推進計画に掲げる施策「地域スポーツの推進」に基づき、スポーツ推進月間の取組など、「する」・「みる」・「支える」といったスポーツへの参画のための機運醸成や、総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

さらに、県民の皆さんのスポーツへの興味・関心を促し、各地域でスポーツに触れ親しむ機会を作っていくことにより、地域の一体感や絆づくりを促進し、県民の皆さんの生活を豊かにしていく必要があります。

(2) 今後の取組方向

スポーツ推進月間における「みえのスポーツフォーラム」や、市町・競技団体等が開催する「スポーツ大会」などの地域スポーツ推進の取組を通じて、あらゆる世代の皆さんのが「する」・「みる」・「支える」などスポーツに参画する機会の拡充に取り組みます。

3 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用した地域づくりの取組

(1) 現状と課題

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組の結果、県や市町において、競技施設の新たな整備や大規模な改修が行われるとともに、選手・指導者や競技役員等の人材が育成されるなど、多くのレガシーが各地域に遺されました。

今後は、これらのレガシーを活用した取組を進め、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげていく必要があります。

(2) 今後の取組方向

令和4年3月に創設した「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」（令和4年度当初予算額：1億円）の活用について、市町・競技団体等に働きかけることにより、スポーツを通じたまちづくりにつなげていきます。

具体的には、市町・競技団体等と連携した全国大会等の大規模大会の誘致・開催や、日本代表チームの合宿誘致等に取り組みます。

4 スポーツ施設の管理運営、整備

(1) 現状と課題

①スポーツ施設の管理運営

スポーツ推進局では、「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）」、「三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）」、「ドリームオーシャンスタジアム（松阪野球場）」、「県営ライフル射撃場」の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して、施設の安全性・利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めています。

令和3年度は施設年間利用者数 1,205,500 人（「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」）を目標に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 555,035 人にとどまりました。各施設の指定管理者においては、感染防止対策を講じつつ、安全、快適なサービスの提供に取り組んでおり、引き続き、利用促進に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

②スポーツ施設の整備

令和3年度は、「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」水泳場の電光表示盤更新工事、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」メイン競技場の公認更新に必要な改修、「ドリームオーシャンスタジアム」の本部席空調改修工事など、大規模大会の開催に必要な設備の更新や改修を行いました。

施設整備においては、施設機能の維持・向上や老朽化施設の改修等を計画的に行い、安全、快適な利用環境の提供に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組方向

①利用促進の取組

皆さんに安心して利用いただくため、入館時の検温、手指消毒、マスクの着用といった感染防止対策を徹底しつつ、利用者にとって満足度の高い自主事業やサービスの提供、大規模大会・スポーツ合宿の新規誘致など、指定管理者と連携した利用促進に取り組みます。

②スポーツ施設の整備

「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」水泳場のプール照明LED化改修、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」のトレーニング機器の更新、「ドリームオーシャンスタジアム」のスタンド防水やトイレ改修、「県営ライフル射撃場」の管理棟改修に向けた設計業務委託などに取り組みます。

	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (鈴鹿スポーツガーデン)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (総合競技場)	ドリームオーシャンスタジアム (松阪野球場)	ライフル射撃場
所在地	鈴鹿市御薗町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
設置年月	第1期 H4.10 / 第2期 H9.7 / 第3期 H19.4	体育館 S39.4/S47.4 競技場 S43.12/S48.5 トレーニングセンターH2.3	S50.8	S47 年度
施設の概要	<p>□敷地面積 391,000 m² (第1期) ○サッカー・ラグビー場 (H4.10.11 供用開始) メイシングラント面積 14,432 m² 第1・2 グランド面積 25,500 m² 第3・4 グランド面積 28,600 m² メイシングラント地上 3 階鉄筋コンクリート造 (第2期) ○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9.7.12 供用開始) 建築面積 10,185 m²、延面積 18,807 m²、地上 3 階 地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9.7.12 供用開始) ・管理棟：建築面積 472 m²、延面積 1,168 m² 地上 3 階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1,581 m²、延面積 1,987 m²、地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート：建築面積 3,465 m² 延面積 3,031 m²、地上 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・屋外テニスコート：延面積 16,100 m² ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78 m² 延面積 105 m²、地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期) ○体育館 (H19.4.1 供用開始) 延面積 4,308 m²、アリーナ面積 2,010 m² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期以降) ○多目的広場 (H17.9.1 供用開始) 面積 5,212 m² ○クライミングウォール (H19.7.21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m</p> <p>□敷地面積 185,426 m² (五十鈴公園全体) ○体育館 (S39.4 供用開始) 建築面積 3,748 m²、延面積 5,783 m² 地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47.4 供用開始) 建築面積 968 m²、延面積 1,093 m² ○陸上競技場 (日本陸連第1種公認、国際陸連認証クラス2) (S43.12 供用開始、H27~H29 大規模改修、H29.10.21 供用開始) ・メインスタンド 建築面積 6,070 m²、延面積 11,378 m² 地上 4 階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4,078 m²、延面積 5,699 m² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5,047 m²、延面積 3,374 m² 地上 1 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9 レーン ・大型映像装置 ○補助競技場 (第3種公認) (H28.4.11 供用開始) ○投てき場 (H28.8 供用開始) ○トレーニングセンター (H2.3 供用開始) 建築面積 355 m²、延面積 345 m² 地上 1 階鉄骨造 ○多目的広場 (H31.3.14 供用開始) 面積 12,446 m²</p>	<p>□敷地面積 25,182 m² ○野球場管理棟及びメインスタンド (S50.8 設置) 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8,971 m² ○グラウンド 1 面 13,787 m² (両翼 92.8m、ホームセンター間 120m)</p>	<p>□敷地面積 21,055 m² ○管理棟 100 m² (S48 年度供用開始) 延床面積 100 m²、地上 1 階鉄骨造 ○10m 射場 (第2種射撃場) (S49 年度設置、H29 建替、H30.3.3 供用開始) 建築面積 731 m²、延床面積 722 m² 地上 1 階鉄骨造 28 射座 ○50m 射場 (第2種射撃場) (S47 年度設置、H29 改修、H30.3.3 供用開始) 射座棟 建築面積 504 m²、延床面積 504 m² 地上 1 階鉄骨造 26 射座 標的棟 建築面積 73 m²、延床面積 21 m² 地上 1 階鉄骨造</p>	
ネーミングライツ	ネーミングライツ・パートナー：三重交通グループホールディングス（株） ネーミングライツ料：両施設で 1,000 万円／年 期間：H26.10.1～R6.9.30（10年間）	ネーミングライツ・パートナー：瀬古食品（有） ネーミングライツ料：200 万円／年 期間：R3.4.1～R13.3.31（10年間）		
指定管理者 (R元-R5)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と(株)ジャパンスポーツ運営によるJV)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と(株)ジャパンスポーツ運営によるJV)	(公財) 三重県スポーツ協会	三重県ライフル射撃協会
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
年間利用者数 (令和3年度)	340,678人	195,191人	16,163人	3,003人
指定管理料 (R元-R5)	1,572,067千円	339,946千円	105,490千円	2,166千円

(9) 競技力向上対策について

1 現状と課題

平成25年に知事を本部長とする三重県競技力向上対策本部を設置し、「三重県競技力向上対策基本方針」を策定しました。この方針に基づき、三重とこわか国体（第76回国民体育大会）での天皇杯（男女総合優勝）・皇后杯（女子総合優勝）の獲得をめざし、計画的に競技力向上の取組を進めてきました。

令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、三重とこわか国体をはじめとする全国大会が相次いで中止・延期されるとともに、遠征や合宿などの強化活動も思うように進めることができませんでした。

こうした厳しい環境下にあっても、インターネットを活用して専門家に助言・指導等を得るなど、コロナ禍でもできることに取り組んだ結果、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校総合体育大会では、計70件が入賞し、過去最高の入賞数となりました。

【参考】 全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の入賞数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国高等学校総合体育大会	36	34	50	46	48	32	52	41	-	51
全国中学校体育大会	11	17	11	9	13	15	13	15	-	19
計	47	51	61	55	61	47	65	56	0	70

※ スポーツ推進局を設置した平成24年度以降の数値。

コロナ禍では、練習試合や県境をまたぐ遠征、大人数での合同練習等を控える傾向にあります。三重とこわか国体に向け高めてきた競技力を維持し、いちご一会とちぎ国体での活躍をめざし、実戦感覚に磨きをかけるには、技やチームの完成度を高める試合形式での練習が不可欠です。

また、感染状況によっては、大会や練習試合が突然中止され、チーム全体のモチベーションが低下するおそれがあることから、メンタル面でのケアも求められます。

2 今後の取組方向

いちご一会とちぎ国体に向け、全国で勝つためのノウハウを持ったアドバイザーを活用し、チーム力の向上を図り、効果的な強化対策に取り組みます。また、メンタルトレーニングの専門家と連携し、選手のコンディションづくりに取り組みます。

これまで培ったノウハウを生かし、三重どこわか国体に向け高めてきた安定的な競技力を維持しつつ、競技団体とも連携しながら、いちご一会とちぎ国体での10位以内入賞をめざします。

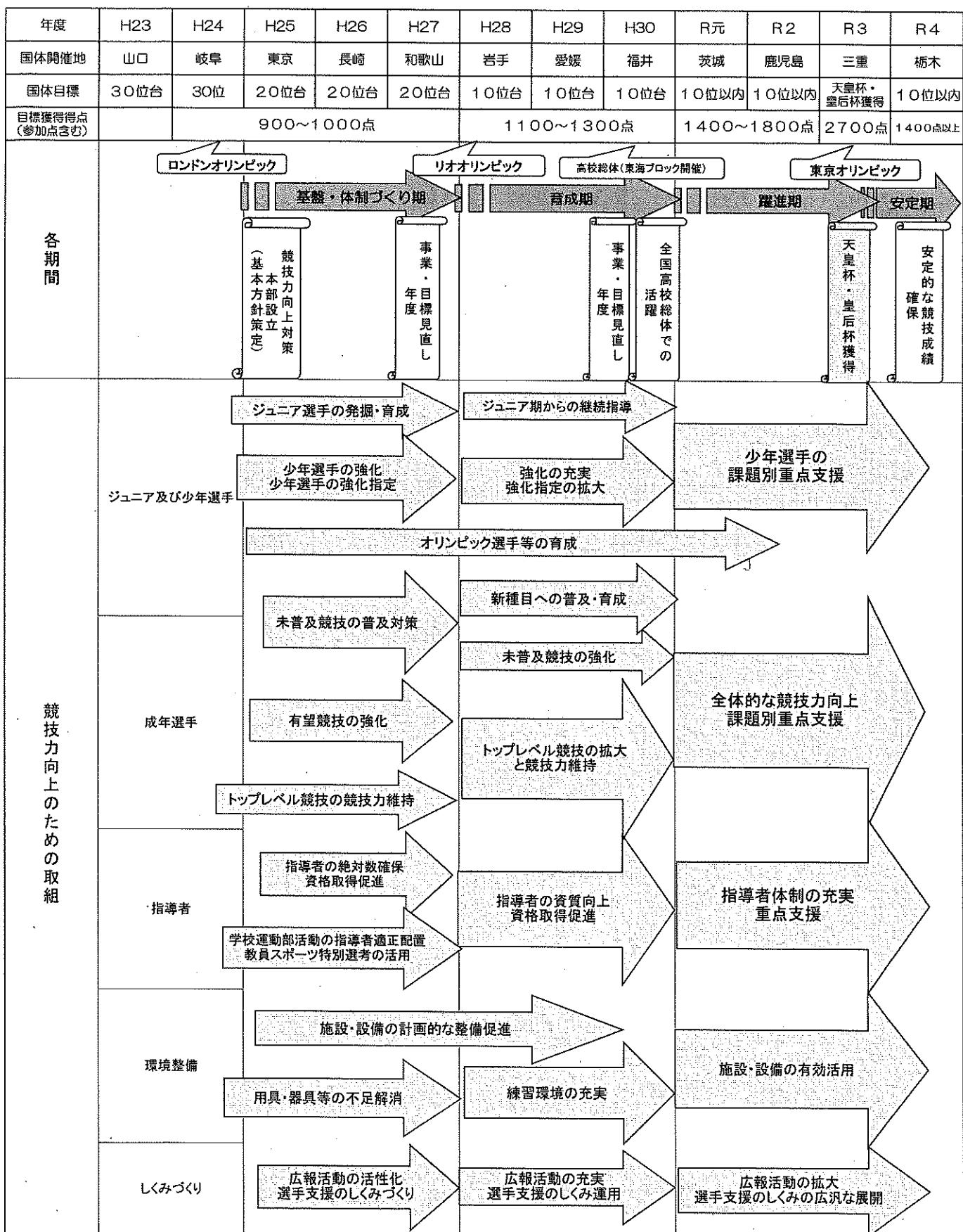
【少年種別】

- 1) 大学、実業団、クラブチームなど、格上相手との強化試合や合同練習を取り入れ、実戦感覚に磨きをかけていきます。
- 2) 本番に最高のパフォーマンスが発揮されるよう、チームドクター、トレーナー、栄養士等との連携を密にし、コンディション対策に細心の注意を払って取り組んでいきます。
- 3) 各種競技のスポーツ体験会を実施することにより、今後、全国大会で活躍が期待できるジュニア選手の発掘に努めます。
- 4) 次代を担う若手選手を育成するため、引き続き、専門家による指導体制の充実を行います。

【成年種別】

- 1) 就職支援等により新たに県内に定着したアスリートや、強化指定した企業・クラブチーム等に加わった新戦力を交えての、チームプレーを確立させるための強化活動を行い、チーム力の維持・向上を図ります。
- 2) 勝負勘を研ぎ澄ませ、実力どおりのパフォーマンスが発揮できるよう、対戦を含めた実戦形式の練習を行います。
- 3) 全国で勝つためのノウハウを持ったアドバイザーを活用し、指導者のコーチング力や采配力を高めていきます。

【参考1】三重県競技力向上対策基本方針における目標及び計画



(10) 南部地域の活性化について

1 現状と課題

南部地域では、主な産業である第一次産業の低迷や若者の流出が進み、過疎化、高齢化が進行しています。特に65歳以上の老人人口割合は南伊勢町の53.1%を筆頭に大紀町、紀北町など南部地域8市町が40%以上となるなど深刻な状況です。

このため、南部地域の13市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置して、市町が連携して行う若者の定住促進や働く場の確保に向けた地域活性化の取組に対し、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）等を活用して支援しています。

【参考】南部地域活性化基金の状況

基金創設（平成24年度）	5,500万円
積立額累計（平成25～令和4年度）	1億2,147万円 注①
取崩額累計（平成24～令和4年度）	1億6,438万円 注②
令和4年度末残高（見込）	1,209万円

注①：積立額には、基金運用利息等含む

注②：令和4年度の取崩額は当初予算額で9,647千円を計上

2 令和4年度の主な取組

(1) 基金事業

民間企業等と連携し東紀州地域全体の雇用を創出する取組である「おわせSEAモデル」や、松阪市など南部地域以外の市町を含む16市町で構成する南三重地域就労対策協議会と連携した若者の地元就職・Uターン就職を促進する取組などを支援します。

また、尾鷲市、熊野市及び紀北町が連携して、働き手と働く場のマッチング専門サイトを活用し、地域での若者の働き方や働く場についての情報発信やマッチングを強化していく取組を支援します。

さらに、「太平洋岸自転車道」がナショナルサイクルルートに指定されたことを契機として、玉城町、度会町及び南伊勢町の3町内をめぐる独自のサイクルコースの設定や、サイクリストを受け入れる地域の機運醸成を図る取組を支援します。

(2) 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、①県外への教育旅行の実施が難しい中、より安全な県内で子どもたちの集団旅行での思い出づくりや学習の機会になること、②県南部地域は、多様で豊かな自然や歴史、文化を有しており、その魅力をより多くの県内の児童生徒に認識していただきたいこと、③宿泊・観光業や土産物販売業など、新型コロナウイ

ルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復の一助となることなどから、南部地域への教育旅行の流れができるよう、令和2年度から実施しているものです。

令和3年度は、延べ629校(39,411人分)に対し、総額125,598,644円の補助金を交付しました(対令和2年度比で1.4倍)。未だ新型コロナウイルス感染症が収束していない状況もふまえ、令和4年度も引き続き、県内学校に対して補助金による支援を行います。

<南部地域体験教育旅行促進事業費補助金実績>

年度	日帰り			宿泊			合計		
	学校数	人数	補助額(千円)	学校数	人数	補助額(千円)	学校数	人数	補助額(千円)
R2	105	6,834	9,732	305	17,334	79,487	410	24,168	89,219
R3	264	16,848	21,799	365	22,563	103,800	629	39,411	125,599

また、今後も南部地域が教育旅行先として選ばれ続けるために、令和3年度は、課題であった大人数の教育旅行を受け入れができる仕組みを、2地域(鳥羽市答志島、紀北町古里)でモデル的に構築しました。令和4年度は、地域が教育旅行の受入促進を図るために実施する体験プログラムの開発、改善や宿泊施設の環境整備等の取組を支援し、教育旅行の行先としての魅力向上を図っていきます。

(3) 地域おこし協力隊の支援

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、一定期間(概ね1年以上3年以下)地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。県内では、16市町において81名(令和4年4月1日現在)の隊員が活動しており、その内容も地域の魅力発信や定住促進、地域産品の販路拡大から地場産業の後継者を目指すものまで多岐にわたっています。

隊員の任期終了後の定住率は、前回調査時の50.0%から57.0%へと向上しているものの全国平均(65.3%)に比べて低くなっています。隊員の定住・定着につながるよう、活動目的や状況に応じた様々な研修の実施や隊員間のネットワークづくりを促進するほか、隊員を受け入れる市町に対しても研修や情報提供等を行っていきます。

【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
導入市町数	6市町	12市町	12市町	12市町	14市町	16市町	16市町
隊員数	45名	66名	74名	70名	70名	76名	81名

※導入市町数、隊員数とも4月1日時点

(4) 「関係人口」の創出に係る取組

明治時代に県南部を県域として実存した「度会県」をバーチャル上で復活させ、南部地域の人びとと都市部等の地域外に住む「関係人口」との継続的なつながりづくりを進めることで、住民が関係人口と連携して行う主体的な地域づくり活動を促進する取組を行ってきました。

令和3年度は、地域が抱える課題の解決に関わる関係人口の実践的な取組として、Web プラットフォーム「おてつたび」を活用し、都市部の若者が担い手不足で困っている尾鷲市の甘夏農家で収穫のお手伝いを行いました。参加した若者が、事業終了後すぐに尾鷲市を再訪するなど、地域への愛着が育み、地域との関係が深まりました。

※ 「おてつたび」…地域の困りごとをお手伝いすることにより報酬を得ながら旅行する人と地域をマッチングするWeb プラットフォーム

引き続き、オンラインの活用等、状況に合わせた手法を選択しながら、「関係人口」のすそ野のさらなる拡大を図るとともに、「関係人口」から継続的に地域活動を行う「活動人口」に一步踏み出せるように「度会県民」と地域とのコーディネートや活動受入の機運醸成を行い、将来的な移住・定住につなげていきます。

※ 「度会県民」登録者数 1,481名（令和4年5月15日現在）

(11) 東紀州地域の活性化について

1 現状と課題

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、歴史、文化、自然等地域資源に恵まれた地域です。

令和3年度は、令和2年度から引き続き年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受け、広く国内や海外から誘客活動を積極的に行うことができなかつたことから、県内や近隣地域からの誘客や感染症収束後を見据えた受け入れ環境整備に取り組みました。

令和3年の熊野古道伊勢路への来訪者は、教育旅行の増等により対前年比8.6%増の約24.6万人となりました。

東紀州地域は、県内でも人口減少、高齢化が進行している地域であり、特に若い世代（15歳～29歳）の進学、就職等による転出超過が多く、地域の活力を維持していくためには、若者にとって魅力的な雇用の場の創出につながるよう、引き続き観光振興、産業振興等に取り組んでいく必要があります。

2 令和4年度の主な取組

(1) 熊野古道等地域資源を活用した取組

① 誘客と受入環境整備

新型コロナウイルス感染症収束後も見据え、宿泊施設におけるおもてなし向上に向けた受入環境整備を行いながら、引き続き、県内や近隣地域を主なターゲットにした誘客活動に取り組んでいきます。

また、東紀州地域ならではの資源を活用した体験型プログラムの開発、拠点となる宿泊施設のネットワーク化といった「拠点滞在型観光」を推進していきます。

さらに、小中学生が熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化への理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料「熊野古道伊勢路 謎解きノート」を活用した教育旅行などの誘致や、和歌山県や奈良県との広域連携による誘客に取り組んでいきます。

② 熊野古道の価値の次世代への継承

熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値を次世代に継承するため、東紀州地域の小中学生に地域に根付く産業や特産物、伝統などを体験してもらったり、地元の高校生に熊野古道や熊野古道センターでの現地学習、保全団体の活動へのボランティア参加などを通して、地域の魅力や価値に気づき、保全に関わる方々の思いを知ってもらうことで、次世代を担う若年層の「ひとづくり」を進めています。

③ スペイン・バスク自治州との連携

バスク自治州と三重県は、相互の情報発信と交流を行うことを目的に、令和元年（2019年）に「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」を締結しました。

令和3年度は、「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展を、百五銀行守山支店（愛知県名古屋市）、三重テラスの2か所で開催し、バスク自治州においても「熊野古道伊勢路」写真展を2か所で開催しており、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による交流が難しい状況の中でもできる相互の情報発信と交流を続けています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、収束後には速やかに人的交流を再開できるよう、準備を進めていきます。

④ 持続可能な熊野古道の保全体制の構築

熊野古道に関わる関係者が一堂に会し、意見交換等を行う場である「熊野古道協働会議」（以下、「協働会議」。東紀州振興課が事務局）が、熊野古道の保全と活用のための指針として作成した「熊野古道アクションプログラム」を令和3年度に改定しました。

その中で

- 持続可能な古道保全の仕組みを直ちに構築する必要がある
- 熊野古道伊勢路の本質的価値を伝え「現代の巡礼道」を目指す取組は道半ばという2つの大きな課題があると整理しています。

それらの課題解消に向け、協働会議の中に分科会を立ち上げ、「持続可能な保全体制づくり」と「案内等表記のルールづくり」の2テーマについて、対応方法を検討していきます。

（2）集客交流拠点の活用

① 熊野古道センター

平成19年2月に情報発信と集客交流の拠点として整備し、NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが指定管理による運営を行っています。

熊野古道のビジターセンターとして来訪者に情報提供を行うとともに、企画展、交流会、体験学習を実施しています。

また、令和6年の熊野古道世界遺産登録20周年及び令和9年の開館20周年に向け、古道関係者や有識者のご意見を参考に、計画的な展示内容のリニューアルに向けた検討を行っていきます。

② 紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」

平成 21 年 7 月に紀南地域における集客交流拠点として熊野市内にオープンしました。

株式会社エムアンドエムサービス（大阪市中央区）が運営しており、宿泊者数は順調に増加してきました。

引き続き、県・地元市町・運営事業者等で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」を開催し、地域の意見の事業運営への反映や課題の共有を図り、地元產品の活用促進や地域雇用の増加などにつなげていきます。

【参考】東紀州地域への来訪者数

(単位：人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
熊野古道伊勢路来訪者数*①	337,046	330,632	376,258	226,406	245,833
熊野古道センター来場者数*②	114,739	113,961	128,628	97,160	98,345
紀南中核的交流施設宿泊客数*③	18,346	19,238	26,687	22,867	30,428

*① 熊野古道伊勢路来訪者数は暦年の推計値

*② 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度は 31 日間、令和 2 年度は 38 日間、令和 3 年度は 35 日間休館

*③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度は 74 日間、令和 3 年度は 6 日間休館

(3) (一社) 東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域の活性化を図り、地域の自立的な発展を進めるため、県・東紀州 5 市町により設置している東紀州地域振興公社は、「観光地域づくり法人 (DMO)」登録を目指して、令和 2 年 4 月に任意団体から一般社団法人化し、観光振興、産業振興、地域おこしの 3 つの柱で各種事業に取り組んでいます。

- ・観光振興 「拠点滞在型観光」の推進、体験教育旅行向けプログラムの開発・改善や宿泊施設の受入環境整備、着地型旅行商品の造成、東紀州地域総合パンフレットの作成
- ・産業振興 地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化や販売促進、宿泊・飲食・土産物など観光サービス業の質を高める取組の支援
- ・地域おこし 語り部養成講座や、熊野古道語り部友の会等の活動支援、首都圏での熊野学講座の開催

(12) 過疎・離島・半島地域の振興について

1 現状と課題

過疎・離島・半島地域においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、様々な課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう市町と連携して取組を進めていく必要があります。

2 振興施策

過疎・離島・半島地域における振興を図るため、それぞれの法律に基づき、県及び市町において計画等を策定し、国の各種交付金や県補助金等を活用しながら取組を進めています。

(1) 過疎地域について

令和3年4月1日から、新たな過疎法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

また、令和4年4月1日には、令和2年国勢調査結果を反映し、過疎地域の追加指定があり、県内の過疎地域は以下の10市町14地域となっています。

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山村、旧大山田村、旧青山町）

【特定市町村】1市1地域

津市（旧美杉村）

令和3年8月に「三重県過疎地域持続的発展方針」（県方針）を、同年12月に「三重県過疎地域持続的発展計画」（県計画）をそれぞれ策定するとともに、「各市町過疎地域持続的発展計画」（市町計画）の策定を支援しました。

なお、令和4年4月1日の追加指定をふまえ、県方針を変更したところであり、今後、県計画及び関係する市町計画についても10月を目途に変更する予定です。

引き続き、国の過疎地域持続的発展支援交付金（市町への直接交付）や過疎対策事業債等の支援策を活用するなど、市町と連携しながら過疎対策に取り組んでいきます。

(2) 離島地域について

離島振興法により、県内では鳥羽市の4島（神島、答志島、菅島、坂手島）及び志摩市の2島（渡鹿野島、間崎島）が離島振興対策実施地域に指定されています。

平成25年度に三重県離島振興計画を策定し、国の離島活性化交付金（市への直接交付）等を活用しながら取組を進めています。

なお、令和4年度中に、今年度末で期限を迎える離島振興法の改正・延長が見込まれていることから、鳥羽市及び志摩市と連携して、新たな「三重県離島振興計画」を策定します。

(3) 半島地域について

半島振興法により、県内では松阪市（旧嬉野町、旧三雲町を除く）以南の 16 市町が、奈良県、和歌山県の市町村とともに紀伊地域として、半島振興対策実施地域に指定されています。

平成 27 年度に紀伊地域半島振興計画を策定し、国の半島振興広域連携促進事業費補助金（県及び市町が実施主体となる広域的取組が対象で県に交付）等を活用しながら取組を進めています。

＜各制度の概要＞

	根拠法	県計画等	支援等（国制度）
過疎	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	三重県過疎地域持続的発展方針 三重県過疎地域持続的発展計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)	・国税の特例・地方税の減収補填措置 ・過疎対策事業債 ・国庫補助率のかさ上げ ・過疎地域持続的発展支援交付金
離島	離島振興法	三重県離島振興計画 (平成 25 年度～令和 4 年度)	・国税の特例・地方税の減収補填措置 ・離島活性化交付金 ・離島航路に対する支援
半島	半島振興法	紀伊地域半島振興計画 (平成 27 年度～令和 6 年度) ※奈良県及び和歌山県と連携して策定	・国税の特例・地方税の減収補填措置 ・半島振興広域連携促進事業費補助金

3 県の支援

過疎・離島・半島地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う地域活性化の取組について、県の地域活性化支援事業補助金や南部地域活性化基金事業費補助金により支援するとともに、国の交付金等の活用に向けたアドバイス等を行っています。また、離島住民等の生活交通を確保するため、鳥羽市と志摩市の離島航路事業者に対して、国とともに財政的支援を行っています。

【三重県内の過疎・離島・半島地域】(令和4年4月1日)

